

会

議

午前 10 時 0 分開会

議長（森 温繁君） おはようございます。

ただいまの出席議員は定足数に達しております。よって、平成 19年 2 月下田市議会臨時会は成立いたしましたので、開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議開催に当たり、欠席したい旨の届け出のありました議員は 9 番、土屋勝利君であります。

会期の決定

議長（森 温繁君） 日程により、会期の決定を課題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日より 13日までの 6 日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、会期は 6 日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元にご通知いたしました案のとおりでありますので、ご承知願います。

会議録署名議員の指名

議長（森 温繁君） 次は、日程により、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 78 条の規定により、議長において、15 番 土屋誠司君と 16 番 嶋津安則君の両名を指名いたします。

諸般の報告

議長（森 温繁君） 次は、日程により、諸般の報告を申し上げます。

最初に、議長会関係について申し上げます。

1 月 18 日、第 11 回静岡県東部地区市議会議長会が静岡市で開催され、私と副議長が出席

いたしました。

この議長会では、伊東市提出の「消費者金融に係る広告等規制強化について」及び静岡市提出の「道路財源の確保について」の2件の議案を審議いたし、議決いたしました。この2件につきましては、1月31日開催の静岡市議会議長会定期総会に提出することに決定いたしました。

1月29日、静岡県地方議会議長連絡協議会の平成18年度第2回政策研修会が静岡市で開催され、私と副議長が出席いたしました。

この研修会では、白鷗大学教授の福岡政行氏を講師に迎え、「時代の潮目を読む」と題した講演のほか、1件の講演がありました。

1月31日、第132回静岡市議会議長会定期総会が裾野市で開催され、私と副議長が出席いたしました。

この定期総会では、平成18年度会務報告並びに平成19年度の予算審議を初め、東部・西部地区市議会議長会から提出された議案4件がそれぞれ審議され、議決いたしました。この議決事項の処理につきましては、会長に一任することに決定いたしました。

続いて、平成19年度当議長会の役員の改選が行われ、下田市は東海市議会議長会の理事及び全国市議会議長会の評議員に内選されました。また、この総会で、当議長会表彰規程に基づく表彰が行われ、佐々木嘉昭議員と私が勤続20年以上の特別表彰を受けました。佐々木議員には、後ほど伝達いたします。

次に、他市からの行政施設について申し上げます。

12月21日、長野県松本市議会の議員5名が「歴史的建造物の保存について」を視察されました。

次に、監査委員より、平成18年10月分・11月分の出納検査結果報告書2件及び定期監査結果報告7件の送付がありましたので、その写しを配付してありますので、ご覧ください。

また、昨日までに受理いたしました陳情書1件、要望書1件の写しも配付してありますので、ご覧ください。

それでは、ここで、先ほど申し上げました第132回静岡市議会議長会定期総会で表彰を受けられました佐々木嘉昭議員に表彰状の伝達をいたします。

なお、下田市議会慶弔見舞い等に関する内規によりお祝い金を贈呈いたしますので、ご承知願います。

表彰を受けられました佐々木議員は、中央にお進みください。

〔表彰状伝達 拍手〕

議長（森 温繁君） それでは、ここで、表彰を受けられました佐々木嘉昭議員よりごあいさつがございます。

18番（佐々木嘉昭君） ただいま議長会から、20年という表彰を受けました。本当に市民の皆様にご御礼申し上げます。

思い出せば、昭和63年、まだバブルが崩壊するか、しないかというような、非常にいい時代でした。私と森議員、まだ40歳の前半ということで、本当に意気盛んな頃でございました。20年、本当に光陰矢のごとしというか、あっという間の出来事であったような気がいたしております。

この間、本当に皆様に支えられ、正副議長をやらせてもらいましたことを、ここで本当に皆さんに感謝申し上げる次第でございます。20年間、本当に市民の気持ちにこたえられたかどうか、反省もしているのも事実でございます。ともかく、20年できましたことは、ここにいらっしゃる先輩の厳しいご意見、そして後輩の温かい友情、当局の皆様のご協力があってこそ20年やってこれたと、このように考えておる次第でございます。ありがとうございました。

また、私とこれから森さんは、恐らく違った道を歩むんじゃないかな、このように考えておりますが、20年を一つの機にして、私も今後、20年間の皆さんに教わったこと、そしてこの血となり肉となったことを地域社会に生かし、「アイラブ下田」、この精神を忘れずに、今後活動していく覚悟でございます。どうか、今後ともよろしくお願い申し上げます。

本当にありがとうございました。（拍手）

議長（森 温繁君） 次に、今臨時会に市長から提出議案の送付と説明員として出席する旨の通知がありましたので、係長をして朗読いたさせます。

事務局係長（土屋範夫君） 朗読いたします。

下総庶第17号。平成19年2月8日。

下田市議会議長、森 温繁様。静岡県下田市長、石井直樹。

平成19年2月下田市議会臨時会議案の送付について。

平成19年2月8日招集の平成19年2月下田市議会臨時会に提出する議案を別紙のとおり送付いたします。

付議事件。

議第1号 伊豆つくし学園組合の解散について、議第2号 伊豆つくし学園組合の解散に

伴う財産処分について、議第 3 号 下田市外ヶ岡交流拠点施設指定管理者の指定について、議第 4 号 下田市課設置条例及び下田市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第 5 号 平成 18 年度下田市一般会計補正予算（5 号）、一般廃棄物処理業務適正化に係る調査報告について。

下総庶第 18 号。平成 19 年 2 月 8 日。

下田市議会議長、森 温繁様。静岡県下田市長、石井直樹。

平成 19 年 2 月、下田市議会臨時会説明員について、平成 19 年 2 月 8 日招集の平成 19 年 2 月、下田市議会臨時会に説明員として下記の者を出席させるので、通知いたします。

記。市長 石井直樹、助役 渡辺 優、教育長 高橋正史、企画財政課長 土屋徳幸、総務課長 出野正徳、市民課長 山崎智幸、税務課長 村嶋 基、出納室長 森 廣幸、監査委員事務局長 木村弓一郎、建設課長 宮本邦夫、下水道課長 長友重一、水道課長 磯崎正敏、観光交流課長 藤井恵司、産業振興課長 土屋孝一、健康増進課長 河井文博、福祉事務所長 糸賀秀穂、環境対策課長 鈴木布喜美、教育委員会学校教育課長 金崎洋一、教育委員会生涯学習課長 土屋和夫。

以上でございます。

議長（森 温繁君） 以上で諸般の報告を終わります。

議第 1 号及び議第 2 号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（森 温繁君） 次は、日程により、議第 1 号 伊豆つくし学園組合の解散について、議第 2 号 伊豆つくし学園組合の解散に伴う財産処分について、以上の 2 件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

福祉事務所長（糸賀秀穂君） それでは、議第 1 号 伊豆つくし学園組合の解散について並びに議第 2 号 伊豆つくし学園組合の解散に伴う財産処分についてを一括にてご説明申し上げます、ご理解賜りたいと存じます。

なお、伊豆つくし学園の施設整備、今後のあり方、方向性等につきましては、平成 17 年 11 月 15 日及び昨年 11 月 21 日に開催されました市議会全員協議会におきまして、経過概要等について報告をさせていただいております、そのときの説明と重複する内容も出てまいりますが、できるだけ簡単明瞭な説明に努めさせていただきます。ご理解願います。

また、本日、追加資料といたしまして、「解散に関する基本方針」と経過報告概要書をお手元に配付させていただいております。

「解散に関する基本方針」につきましては、伊豆つくし学園組合の解散等に関して、これまで協議を重ねてまいりました内容のうち、基本的事項に関して、組合構成団体間の相互確認のため取り交わしたものでございまして、この2月1日に開催されました伊豆つくし学園組合運営会議におきまして、伊豆つくし学園組合構成地方公共団体であります1市5町の首長さんの確認と合意が最終的になされ、同日付で1市5町が記名押印した上、解散に関する基本方針を取り交わしております。

そこで、議案説明に入らせていただく前に、基本方針の概要につきましてご説明申し上げ、審議の参考にしていただければと思います。

まず、基本方針の1ページでございます。

冒頭、「はじめに」という導入部から入りまして、ここに伊豆つくし学園組合の設置と伊豆つくし学園開設の背景、そしてこれから進むべき方向性を示しております。

次に、賀茂圏域の特徴に触れまして、2ページから4ページにかけては「組合の概要」という内容で、組合の名称、共同処理する事務、組合議会、執行機関の組織など組合組織等について記述してございます。

3ページに昨年4月1日現在の入所状況を記載してございますが、中学生までの学籍児が男10人、女4人で計14人、義務教育修了後の訓練生が男22人、女10人で計32人、合計で男32人、女14人の46人が入所しておりまして、年齢は小学校2年生（7歳）の幼児から32歳の成人まで、幅広い年齢層の方々が一緒の建物で生活しております。なお、下田市からの入所者は、男9名、女3名の合計12人でございまして、年齢は1歳から3歳までとなっております。

4ページには、財産に関する概要を建物、物品別に示してございます。

建物は、大別しまして6棟に分けられ、延べ面積は木造が18.98平方メートル、非木造が1,963.4平方メートルで、合計1,982.4平方メートルの建物規模となっております。物品は20品目63品で、さらに冷暖房設備、消防設備等がございまして。

5ページから基本方針に関する本文の記述でございまして、解散に至る経過と解散の理由を7ページと8ページに時系列的に整理してあります。

9ページに解散の理由、解散年月日、財産処分に関する考え方を記述してありますが、解散の主たる理由は、施設の老朽化によりまして良好な居住環境の確保と適切な障害福祉サービスの提供に困難が生じておりますけれども、社会福祉基礎構造改革や国の三位一体の改革

等によりまして、一部事務組合方式による公設公営での施設整備、施設経営について極めて困難が生じており、効率的・効果的で合理性のある障害福祉事業を進めていくためには、新たに社会福祉法人を設立して施設整備、施設経営をゆだね、あわせて時代の要請でございませぬ障害者の地域生活への移行についても配慮した、多角的な障害福祉サービス事業を展開していく必要があるという認識で一致したからでございます。

財産処分につきましては、9ページ後半から11ページにかけては、基本的な考え方を述べております。

建物、物品については、すべて新たに設立される社会福祉法人へ無償譲渡することとし、土地につきましては現在、地権者5人、1法人からの借地となっておりますが、この土地の購入については、組合構成団体の出捐金をもって充てたいということで、今議会におきまして、出捐金に係る補正予算をお願いするものでございます。

11ページ後半から14ページの中頃にかけては、組合職員の取り扱いに関する考え方を記述しております。

平成18年4月1日現在の組合職員は、派遣職員を除きまして、正規職員が20人で、臨時職員は13人となっております。組合を解散した場合の職員の処遇につきましては、正規職員20人の意向を調査した結果、定年退職と就労未定者がそれぞれ1人、新たに法人が設立された場合に当該法人への就職を希望する職員が3人、残りの15人は平成19年、本年4月1日をもって組合構成地方公共団体の職員として身分を引き継がれることを望む結果となったものでございます。

なお、職員意向調査の結果を尊重して決定した配属先につきましては、13ページの表のとおりでございますが、このうちの数人につきましては、最長3年間、最短で1年間、新たに設立を予定されております社会福祉法人への派遣が予定されております。

組合構成地方公共団体の職員として身分を引き継がれた職員が退職する場合におきましては、当該職員の勤続年数については、伊豆つくし学園組合職員であった期間が通算されまして、引き継いだ地方公共団体が退職金を支払うこととなります。

組合解散後の清算業務に係る事務処理につきましては、14ページ後半から記述してございますが、地方自治法施行令第5条第1項の規定を準用しまして、組合構成団体の協議を経た後に、旧組合管理者でありました下田市長がすべてを承継することとしております。

また、組合の予算決算につきましては、いずれも3月31日をもって打ち切りとなり、出納整理期間の観念はありませんので、赤字決算にならないように配慮する必要がありまして、

この臨時議会において、そのための補正予算をお願いするものでございます。

なお、普通地方公共団体の決算の調製につきましては、地方自治法第 233条第 1 項の規定によりまして、収入役が調製することとされておりますが、今回の一部事務組合の解散のように、地方公共団体の消滅などを理由とする決算調製の場合につきましては、地方自治法施行令第 5 条第 2 項の規定を準用いたしまして、旧組合管理者であった下田市長が決算を調製することとなります。

決算に係る手続の流れや財産処分に関する手続につきましては、15 ページの後段から 16 ページにかけての記載のとおりでございます。

なお、この基本方針に基づき、伊豆つくし学園組合構成地方公共団体は、2 月 21 日に開会を予定しております伊豆つくし学園組合議会の前に組合構成市町の議会を開いて、伊豆つくし学園組合の解散と財産処分について議決を得る必要があります。それぞれ議会日程を組んでいただいているところでございます。

組合解散後の伊豆つくし学園の経営につきましては、16 ページ末尾記載のとおり、新たに設立を予定しております。仮称でございますが、社会福祉法人伊豆つくし会へ移行させるというものでございます。

施設経営につきましては、近い将来、知的障害者更生施設と知的障害児施設を併設し、また、通所更生施設、生活寮、ケアホーム事業も実施するなど、スケールメリットを生かした障害福祉サービス事業を展開していく計画となっております。

以上、大変簡単な説明で恐縮でございますが、伊豆つくし学園組合の解散に関する基本方針についての概要を説明させていただきました。

なお、本日、あわせて配付させていただいております「伊豆つくし学園施設整備等検討経過」に関する資料につきましては、平成 9 年から本日までの主な出来事につきまして時系列で整理してございますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

それでは、説明が長くなって大変恐縮でございますが、引き続きまして議案の説明に入らせていただきます。

まず、議第 1 号でございますが、お手数ですが、議案件名簿の 1 ページをお開き願います。
議第 1 号 伊豆つくし学園組合の解散について。

地方自治法第 288 条の規定により、平成 19 年 3 月 31 日限りで伊豆つくし学園組合を解散するものというものでございまして、提案理由は、関係市町の協議の上、解散するためでございます。

地方自治法第 28 条は、一部事務組合の解散に関する規定でございます。一部事務組合を解散しようとするときにおける関係地方公共団体の協議等について定めたものでございます。当該協議につきましては、地方自治法第 29 条の規定によりまして、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならないことから、今回、本件に係る議案を上程させていただいたものでございます。

議案件名簿の 2 ページに、伊豆つくし学園組合の解散に関する協議書の案を添付してございますが、協議の内容は、地方自治法第 28 条の規定により、下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町 及び西伊豆町は、平成 19 年 3 月 31 日をもって伊豆つくし学園組合を解散することについて協議し、これに同意したというものでございます。

続きまして、解散の理由につきまして、条例改正関係等説明資料により説明させていただきます。

お手数ですが、条例改正関係等説明資料の 1 ページをお開きください。

先ほどの解散に関する基本方針の概要説明でも触れさせていただきましたが、長年の重要課題として、とりわけ施設関係者にとりましては悲願と言っても過言ではないほどの大きな事業でございます伊豆つくし学園の施設整備につきましては、これまで議会の皆様方、そして静岡県当局を初め関係行政機関、関係団体、その他多くの皆様方のご支援、ご協力、ご理解をいただきまして、その実現に向けて着実に歩を進めてまいりました。

施設整備に係る最大の懸案事項でございました財源確保の問題に関しましては、静岡県当局の特別支援策につきまして、去る 1 月 26 日に静岡県障害者プラン室長と障害者施設係長が賀茂健康福祉センターを訪れ、静岡県の新年度予算の中で一定の配慮をしていただいたという説明を受けましたことをご報告申し上げます。あわせまして、関係各位に対しまして、深く感謝申し上げる次第でございます。

さて、そこで、伊豆つくし学園組合の解散を必要とするに至った経過と理由につきまして、まず伊豆つくし学園組合設置の経過ですが、ご承知のように、賀茂圏域内に知的障害児施設の設置を切望する多くの声を受けまして、昭和 47 年 4 月に賀茂圏域 1 市 5 町 1 村で組織する一部事務組合「伊豆つくし学園組合」が設置許可され、昭和 48 年 5 月に知的障害児施設「伊豆つくし学園」を開設して、知的障害児施設の運営に関する事務の共同処理を開始しました。以来、伊豆つくし学園組合は、賀茂圏域内唯一の知的障害児施設の運営母体として、障害児（者）の福祉向上のための中核施設の役割を担い続け、また、賀茂圏域における障害福祉活動の中心的な存在としまして、大きな使命を果たしてきたところでございます。

しかしながら、施設は建設から 33年を経過して、老朽化が著しく、良好な居住環境の確保や適切な障害福祉サービスの提供が困難な状況が生じてまいりまして、10年ほど前から施設整備の問題が重要課題として浮上し、以来、組合及び組合構成団体を中心として、新たな施設整備に向けて精力的に取り組み、さまざま観点から検討・協議を重ねてまいったところでございます。

その間、施設整備に係る財源確保の問題、その他山積する諸問題の整理が停滞するなどの紆余曲折を経ながら、さらに国における社会福祉基礎構造改革の流れや三位一体の改革等によりまして、社会福祉施設経営に対する今後の方向性について、公から民への移行という要請が強くなってきた時代背景を踏まえ、組合構成団体の考え方は、一部事務組合による共同処理方式よりも民設民営による事業展開の方が効率的・効果的であり、合理性が高いという認識で一致し、その実現のために新たに社会福祉法人を設立して、伊豆つくし学園の施設整備と施設経営をゆだねることはやむを得ないという合意を得て、今年度中に新たに社会福祉法人を設立するための認可申請手続に入り、社会福祉法人設立の実現に向けて着実に進展している状況でございます。

これによりまして、社会福祉法人が設立認可され、伊豆つくし学園施設の運営主体となりますと、知的障害児施設の運営に関する伊豆つくし学園組合の事務の共同処理の目的は消滅することから、平成 19年 3月 31日をもって伊豆つくし学園組合を解散するというものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございましたが、議第 1号 伊豆つくし学園組合の解散についての説明を終わらせていただきます。

引き続きまして、議第 2号 伊豆つくし学園組合の解散に伴う財産処分についてをご説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の 3 ページをお開き願います。

議第 2号 伊豆つくし学園組合の解散に伴う財産処分について。

地方自治法第 289条の規定により、伊豆つくし学園組合の解散に伴う財産処分を別紙のとおり関係市町と協議の上定めるものとするというものでございまして、提案理由は、伊豆つくし学園組合の解散に伴い、財産処分をするためでございます。

議案件名簿の 4 ページをめくっていただきますと、財産処分に関する協議書の案を示してございますが、協議の内容は、地方自治法第 289条の規定により、伊豆つくし学園組合の解散に伴う財産処分を次のように定めるというものでございます。

1の建物につきましては、社会福祉法人として新たに設立を予定している（仮称）社会福祉法人伊豆つくし会へ無償譲渡するというものでございます。仮称を付しましたのは、先ほどの説明でも触れましたとおり、まだ社会福祉法人認可を取得していないからでございますが、現在、認可申請処理を県に提出中でございます。現時点でのスケジュールどおり運びますと、法人設立認可は3月20日頃におりるのではないかと伺っております。

そうということで、社会福祉法人伊豆つくし会に仮称という冠をつけさせていただきましたが、実際に譲渡する時点では仮称が除かれるということでご理解いただきたいというふうに思います。

建物の概要、その他につきましては表に示したとおりでございますが、大別しますと、建物は印をつけてある6棟に分かれておりまして、建設年次は古いもので昭和48年3月、新しいものは平成12年8月の指導室の増築となっております。

5ページをめくっていただきまして、2の物品につきましては、1件10万円以上のものを有形資産として記載してあります。これについても、社会福祉法人伊豆つくし会へ無償譲渡するというものでございます。

物品は、単体で構成しているものと設備として機能しているものに大別しておりまして、設備を除く物品につきましては表に示したとおり、合計20品目63品で、また、主な設備につきましては（2）のとおり、冷暖房設備、給湯設備、洗濯設備、給食設備、消防設備となっております。いずれも、伊豆つくし会へ無償譲渡するというものでございます。

なお、資産価値、帳簿価格につきましては、お手数ですが、条例改正関係等説明資料の2ページ、3ページをお開き願います。

2ページは、建物に関する調書でございまして、社会福祉法人の定款上、施設運営に使用する基本財産と本部財産に属する職員宿舎に分けておりまして、基本財産は2,269万5,973円、本部財産は205万5,493円の評価で、合計2,475万1,466円の帳簿価格となっております。

なお、減価償却の計算に当たりましては、定率法と定額法がございまして、ここでは社会福祉法人会計基準に基づきまして、定額法を採用しております。

3ページには、設備を含む物品の帳簿価格を示してありますが、合計25区分、20品目63品、5設備で、簿価は692万2,757円でございます。ちなみに、最も低額な物品は、表の上から2番目の書棚で、平成5年9月2日に12万8,235円で購入したのですが、耐用年数8年のところ13年6カ月の経過で、減価償却後の簿価は6,412円となっております。一番高額な物品は、車両5台のうち、普通四輪自動車のトヨタ・ハイエースワゴンで、平成15年3月28日に242

万 974円で購入したのですが、耐用年数 6 年のところ 4 年の償却で、簿価は 9万 4,200円となっております。

以上、甚だ簡略な説明でございましたが、議第 2 号 伊豆つくし学園組合の解散に伴う財産処分についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（森 温繁君） 議第 1 号及び議第 2 号について、当局の説明は終わりました。

ただいま議題となっております 2 件について、一括質疑を許します。

質疑ございませんか。

10番。

10 番（小林弘次君） 自分は、昭和 4 年前後のつくし学園の設立から今年の解散という、3 年余の期間ですね、議員として何回かつくし学園組合の議員も務めさせていただきました。ここで今、設立から解散という事態を迎えるということは、感慨無量の点があるわけですが、一抹の不安もあるわけでございます。

ご承知のように、つくし学園は、出発は下田賀茂地区におけるところの重度の障害児の通所型ではなくて、収容型の施設として設置されたわけでありまして。その後、児童だけではなくて、成人の施設も併設するという形で、下田市と賀茂郡下の市町村で運営をしてきたと。それなりに施設にいる障害児・障害者は、安定的な生活を送ることができたわけでございます。

そういった公の施設で管理していた障害児あるいは障害者の施設が、これから先は民間の福祉法人が運営主体になって行うということになるわけでございます。したがって、公の施設、公の団体から民間の団体への管理に伴う入所者の不利益、あるいはその後の長い期間におけるところの諸問題というふうなものが今後予想されることがないかどうか、これが第 1 点目でございます。

第 2 点目は、いまだに受け皿となる民間の福祉法人ですか、これが設立されていないわけでありまして、設立されていない法人が、どうもお話を聞いておりますと、認可の申請はしているけれども、3 月 20 日頃には認可がおりるだろうというお話でございます。そうしますと、ただいまの議案でいきますと、わずか 10 日後にはですね、設立間もない団体が極めて大切なこの障害児・障害者の施設の運営に直接携わるという、こういうことになるわけでありまして。

そこで、私は、このような議案の性質上、慌てて今この解散をするということよりも、民

間の福祉法人が設立をされて、そして公の施設から民間の管理としての体制が整うという状況を見た上でこの解散の手続をすることが、施設入所者等に対する責任を負う機関の責務ではないのかというふうに思うわけですが、この点につきまして、設立される予定のこの福祉法人は、今年の4月1日からのつくし学園の運営についての実質的な運営上の力量とっては何ですが、そういったことができるような体制がとれるのかどうなのか。この点、2つ目をお伺いします。

3つ目は、ここに働いている人たちが、大部分が新たに設立される民間の福祉法人に勤めるということではなくて、それぞれの市町村の方に帰っていくと、こういうことになるわけでありまして。そうしますと、一部は退職し、さらにわずかな人たちが引き続いて民間の福祉法人のもとで、つくし学園の運営・指導に当たられるということですが、こういう人たちということからいきまして、そういう点では新たに運営するところのそういう人的な体制というものがとれるのかどうなのか。

そして、下田ほか各市町村に配分される人たちの身分保障というのか、給与の条件等はどういうふうに引き継がれて保障されるのか。課長さんの説明では、退職金等については、その後、退手組合等からの引き継ぎが行われるということですが、給料その他についてのものはどう引き継がれるのか、要するに職員の状態。

4点目に、施設を無償で譲渡ということが言われました。要するに、つくし学園組合の財産は無償で新たに今後設立が予定される福祉法人に譲渡されるということですが、実態は、つくし学園組合の解散と民間の福祉法人の設立というのは、施設の改修ですね、全面的な改築という、こういう問題で出発したわけですが、現在の古い施設を一旦もらって、それをもって園の運営を行うということではないのではないのかというふうに思うわけですが。

むしろ、これをもらった場合に、何百万円、何千万円という解体の費用の方が高くなってしまわないのかなというふうに思うわけですが。これは、逆に言いますと、施設の新築、改築は行わないで、今ある施設を引き継いで、引き続きあそこで運営をしていくのかどうなのか、この点についてお伺いします。

議長（森 温繁君） 番外。

福祉事務所長（糸賀秀穂君） まず、ご質問の第1点目でございます。民営化になって、入所されている方々に不利益が生じるようなことはないのかというところでございます。

当然、法人化のメリットとかデメリット、これは全くないわけではございません。公設公

営でのまずメリットというのは、公の施設でありますので、地域住民の要望に沿って運営されるため、利用者にとって非常に安心感があるということ。それから、どんなに重い障害を持っている方も受け入れることが原則であると。また、地方公共団体による運営でございますので、それぞれの行政機関の福祉担当者の要望を直接的に反映することができる。また、議会が存在し、公平な施設運営が行われ、職員の身分も保障されるということがございます。

一方、デメリットとしましては、市町の負担金が未来永劫続くわけございまして、さらにそういうことで職員給与が経営を圧迫し、そのため正規職員の採用が非常に困難となって、臨時職員が増加してくる傾向があらわれてくるということが言われております。また、財政的な制約がありまして、自由な事業展開ができなくなるおそれがあると。さらに、組合構成市町以外の利用者の受け入れが、一定以上、人数的に困難になるということでございます。法的には、すべて受け入れる必要があるわけですけれども、そういった制約があるということのデメリットがあります。

一方、民設民営でのメリットにつきましては、先ほどの公設公営でのメリットの反対になるわけですけれども、市町村の負担金は一切かからず、法人独自の施設経営が可能になって、民間の補助金が受けられると。また、法人の財政状況の範囲内におきまして、在宅サービスの自由な展開が可能となると。さらに、利用者の出身地にとらわれることなく、どこからも利用者を受け入れられるという、そういうメリットがございます。

一方、デメリットとしましては、法人、民間になりますと、財政基盤が脆弱でございますので、経営能力が非常に求められてくるということ。さらに、職員数の抑制、コスト軽減が強化されてくると。また、大きな修繕、備品購入が困難な場合も出てくると。また、財政状況が悪化してきた場合に、新しい事業展開は困難となるということで、理事会の意向に大きく左右される場合も起こり得ると、そういうデメリットが出てまいります。

今回の公設公営から民設への移行につきましては、これらのメリット・デメリットにつきまして、多角的な観点から検討・協議させていただいた結果、将来的には、先ほどの説明でも触れましたけれども、国の社会福祉基礎構造改革の流れとか、あるいは公営施設に対します国のかかわり方の変化、こういったものを総合的に判断させていただきまして、法人化に踏み切らせていただくというものでございます。

また、法人の設立の認可の予定が3月20日頃というふうに伺っておりまして、認可を得てから1週間以内に法人設立の登記が必要となります。したがって、3月中には新たな社会福祉法人が設立される予定で、スケジュールを組ませていただいているところでござい

す。

設立後間もない法人がつくし学園の経営について、果たして適切に対応できるかどうかというご心配があることはごもっともなことでございます。職員の処遇で触れましたように、今回、正規職員 20人のうち3人が、法人化された場合、新しい法人に職員として就職するというので進んでおります。この3人の職員は、現在の施設長、副施設長、それから事務職でございまして、さらに運営体制に不備が生じないように、先ほどの説明でも触れましたとおり、構成団体の地方公共団体に引き継がれる 15人の職員のうち、7人を4月1日から新たな法人へ派遣する予定になっております。このベテラン職員7人、出身は構成団体からそれぞれになりますが、下田市からは2人派遣する予定で、現在のところ作業を進めております。

したがって、現在の伊豆つくし学園の施設経営に携わっている職員のうち、その内容を十分理解した方が、4月1日からの経営に携わっていくということでございまして、さらに、皆様、新聞等にも出ておりましてご承知かと思えますけれども、新たに法人職員として5名の新規採用職員の募集を現在しているところでございます。これにつきましては、さまざまな職種の方でございまして、こういった方々、さらに現在 13人の臨時職員がいるわけですが、臨時職員の経験・能力を活用した施設経営ということで、4月1日からの運営には支障がないような形で配慮しているということで理解をしているところでございます。

また、組合職員が各構成団体へ引き継がれた場合の処遇についてでございますが、特に給与面につきましましては、本日お手元に配付してございます、基本方針の 14ページに職員の給与につきまして説明をさせていただいております。当然のことながら、それぞれ構成地方公共団体の職員として引き継がれた場合には、給与体系がそれぞれ異なるわけですが、それぞれの団体の給与体系に基づきまして処遇されていくということでございます。これについては現在、組合職員も理解しているところでございます。

さらに、この無償譲渡につきまして、古い施設での経営、さらに新しい設備を建設していくに当たっての解体の問題でございますけれども、平成 19年4月1日から1年間は、現在の建物で施設運営をしております。あわせまして、今年の秋口から、国の補助金等が決まりましたら、建設に入っていくというスケジュールを組んでおります。ですから、古い施設での運営を継続しながら、新しい施設を建設していくという平行した流れで考えているところでございまして、全員協議会でもご説明させていただきましたが、引き継ぎにつきましては、現在の古い建物についてはグラウンドとして、現在グラウンドとして利用されている土地に

新たな建物を建設していくということでございます。

また、解体の費用につきましては、これは国・県の補助金の中に含まれているものでございまして、法人がすべて負担するというものではございませんので、そういったことでご理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（森 温繁君） 10番。

10番（小林弘次君） 基本的な流れは、賀茂郡下の町長さんあるいは下田市長の考え方は、公の施設としての管理運営というものはもうやめちゃって、放棄して、民間の福祉団体を設立して、そこにゆだねるといふ、こういうことになっているわけでございます。いわゆる行政改革あるいはその他の基本的な実例のようなもので、財政難のしわ寄せが福祉や教育、そういったところにしわ寄せされている一つの典型であろうというふうに思うわけですが、これもまた一つの時代の流れと言っては何ですが、そういったものの中でやむを得ないものかもしれません。しかし、一つの国の政権の方針によって、これは右へ行ったり 左へ行ったり、さまざまな形で変化するものだと思うんです。

今、既にご承知のように、格差社会の是正ということで、今まで進められてきた弱肉強食のこの社会というもとから生じた格差の拡大を何とか食い止めて、公正で公平な社会の実現というふうな流れもないわけではないと。したがって、また、今のような流れから、いずれはこれらが反省されて、大切な福祉や教育のようなものは民間にゆだねるのではなくて、公の団体・機関が責任を持って行うという、こういう時代が必ず来るといふふうに私は思うわけですが、それはともかくとしまして、受け入れる団体が設立されていないわけで、そしてその団体がどういう団体になるのか、あるいはその団体の運営に対する能力等々がどうなるのか、これらが明確にならないままでのこの点の解散の決定ということは、議会としては極めて難しい決定になると思うんです。

そこで、今のお話でいきますと、3月ぎりぎりに法人の登記が行われて、そして新会社が設立される。そして、わずか一日や二日たったなら、すぐにそれらが4月1日から学園の運営を行うという、こういう離れわざ的なことになるわけでありまして。課長も、そういう点では、今まで公設でやっていた人たちの大部分が退職されて市町村に帰ると、こういう実情のもとでやっていくということについて、一抹の不安もあるということには言外に言っているわけですが、私は、流れはやむを得ないとしても、時期を、3月 31日に解散というのは余りにも無責任のような気がするんです。むしろ、法人が十分に準備を重ねて、そしてスタッ

フ等々がきちっと確立されて、その上で移管すると言っちゃ変ですが、この運営をゆだねるという、こういうことの方が、そこにいる人たちの利益ということにかなうのではないのかというふうに思うわけでございますが。

そこでお伺いしたいと思います、3月31日ではなくて、そういう点では、準備が整う1カ月あるいは2カ月、具体的には5月末あるいは6月末ということでの解散ということについては、これは不都合があるのかどうなのか、この点お伺いします。

議長（森 温繁君） 番外。

福祉事務所長（糸賀秀穂君） ただいまの小林議員のご質問でございますけれども、年度の途中の5月とか6月での解散に支障はあるのか、ないのかということでございます。

伊豆つくし学園の問題につきましては、もう10年来の重要な懸案課題となっております。それは、施設の老朽化に対して、どのように対応していくかというところが一番大きな課題でございました。この老朽化に対しまして、新たに設備を整えていくためには莫大な資金が必要となるということで、当然ながら、国・県の財政支援を仰がなければ施設の建設は不可能であるということでございます。公でこれを整備していくこととなりますと、国あるいは県の補助金というものはございませんので、非常に実現は困難であります。

そういったことから、法人化を進めていった背景には、既にこの19年度において新たな施設整備を進めていくためには、年度当初において法人ができ上がっていないと国・県との補助金の協議ができないという事情もあったわけございまして、当然この18年度中に19年度の施設整備に向けた協議はさせていただいておりますが、その中で法人の設立について18年度中ということやってきているわけでございますので、年度途中で法人の解散、法人の移行ということについては、なかなかそういった面での無理があるということをご理解いただきたいというふうに思います。

議長（森 温繁君） 10番。

10番（小林弘次君） 前回の全員協議会等でも、同じような議論が行われたわけでありませう。それは、外ヶ岡の交流館の指定管理について、どうも会社もない会社にやらせるのはいかがかという、多数の議員の皆さんから異論が出されたわけです。つくし学園のような極めて大事な問題を、設立されるというのを予定しておやりになるというやつも、これも似たような問題で。

なお大事なものは、今年の4月1日から、職員は大部分がおやめになる。要するに、受け皿となる法人は設立されたばかりで、職員も、果たして13人の臨時の職員を正規の職員と雇う

ような契約もできないだろうし、新たに正規の職員を採用するということもなかなかできないと。当てにしているのは、施設長と残るほか事務職員と副施設長の3人と下田市から出ていく2名の派遣職員ほか7人だと。どう考えても、全体として施設を運営していくのには、最低40人近くのスタッフを必要とする施設だと思うんです、三十五、六人から40人。今の格好でいくと、せいぜい集められても20人そこそこでもう出発するというような、極めて不安定な出発になるのではないのかと。

私は、法人の設立は今年いっぱい、今年度中にぜひ頑張ってやるというのは、これは当然だと思います。しかし、その法人が受け継ぐための準備の期間を1カ月なり2カ月なり見て、その上でおやりになるということの方がですね、これはむしろ合理的ではないのか。そういうことをやはりやっていくことが必要ではないのかというふうに思うわけですが、その点では再度お伺いしますが、法人の設立を年度の途中でやれということではなくて、そういう準備期間を置いた上で引き継ぐというふうな、こういう配慮というふうなことはできないのかどうなのか。

議長（森 温繁君） 番外。

福祉事務所長（糸賀秀穂君） 年度途中での経営の引き継ぎといったような配慮はできないのかというご質問でございますけれども、まず職員の体制でございますが、現在考えている職員の配置につきましては、法人の正規職員については、近い将来13人の職員を配置していきたいということでございます。さらに、契約職員として9名、それから市町の派遣職員として7人、合計29人の体制で運営をしていくということで考えさせていただいております。もちろん、現在15人いる正規職員のうち、8人が派遣の対象となっていないわけですから、その辺の戦力の低下というのは否めないところはあるかと思いますけれども、その辺については、最大限能力を発揮していただいた中で、利用者に支障がないような運営をしていただけるといふふうに確信をしております。

以上でございます。

議長（森 温繁君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第1号議案及び議第2号議案は、厚生文教常任委員会に付託いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午前 11 時 2 分休憩

午前 11 時 12 分再開

議長（森 温繁君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

議第 3 号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（森 温繁君） 次は、日程により、議第 3 号 下田市外ヶ岡交流拠点施設指定管理者の指定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

観光交流課長（藤井恵司君） それでは、議案書の 7 ページをお願いいたします。

議第 3 号 下田市外ヶ岡交流拠点施設指定管理者の指定についてご説明いたします。

地方自治法第 24 条の 2 第 6 項の規定により、次のとおり指定管理者を指定するものでございます。

- 1、指定管理者を指定する公の施設の名称は、下田市外ヶ岡交流拠点施設です。
- 2、指定管理者となる団体の名称は、株式会社アドミニスター下田です。
- 3、指定の期間ですが、平成 19 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日まで、3 力年でございます。

提案理由でございますが、下田市外ヶ岡交流拠点施設の管理運営を指定管理者に行わせるためでございます。

詳しい説明は説明資料で行いたいと思いますので、説明資料の 4 ページをお願いいたします。

指定管理者の指定に関する参考資料ということで、1、施設の概要ですが、（1）施設の名称は、下田市外ヶ岡交流拠点施設。（2）所在地が、下田市外ヶ岡 1 番地の 1。（3）施設の規模等ですが、アとして完成年月日が平成 12 年 9 月 25 日、イ、延べ床面積が 5,699 平方メートル、ウ、構造、鉄骨鉄筋コンクリート 4 階、一部木造平屋でございます。

大きな 2 として、指定団体の概要ですが、（1）団体名が株式会社アドミニスター下田、（2）設立年月日が平成 19 年 1 月 19 日、（3）主たる事務所が静岡県下田市二丁目 12 番 17 号、（4）代表者が代表取締役 萩原聡治、（5）資本金が 100 万円です。（6）出資団体ですが、下田市下田商工会議所、伊豆太陽農業協同組合、下田市漁業協同組合、下田市観光協会

の4団体です。

大きな3で、施設管理及び運営の提案要旨ですが、(1)管理運営を行うに当たっての経営方針について。施設の設置目的を理解し、下田市の情報発信基地として、また、道の駅としての機能を十分発揮できるように運営を行う。

(2)安全・安心面からの管理運営の具体策など特徴的な取り組みについて。職員による日常清掃を行い、常に清潔感あふれる施設とする。

(3)サービスを向上させるための方策について。情報の一元化及び情報発信内容を充実する。次に、出店者の火曜休館の現状を改善する。次に、教育旅行のメニュー充実及び中心市街地との連携を図る。次に、出資団体のノウハウを活用した周年記念事業を実施する。次に、出資団体と連携した自主企画展を開催する。

(4)利用者等への要望の把握及び実現策について。アンケート調査により利用者のニーズを把握する。次に、アンケート結果により施設の利便性の向上に努める。

続いて、5ページをお願いいたします。

(5)利用者のトラブルの未然防止と対処方法について。施設の設置目的、利用規則をわかりやすく明示するとともにマニュアルを作成し、職員研修を行う。

(6)地域との連携、他施設との連携等について。中心市街地との連携を密にし、イベントの同時開催及びレンタサイクルを活用したまち歩きシステムを確立する。次に、下田市商店会連盟、下田TMO株式会社との連絡会を開催する。

(7)団体の経営方針。施設設置目的を尊重し、豊かな地域づくりに貢献する。南伊豆地域の情報発信基地としての機能を充実する。次に、中心市街地との連携を図り、まちの活性化の核とする。次に、ホスピタリティーあふれる施設運営を行い、利用者の利便性向上に努める。

(8)指定管理者の指定を申請した理由について。下田市の経済を担う4団体が連携し、それぞれが蓄積するノウハウを活用することが、下田市の財政再建及び同施設の活用に関し最善の方策と考え申請した。

大きな4ですが、指定管理料について。指定管理料申請額ですが、平成19年度が1,762万2,000円、これはすべて税別でございます。平成20年度1,656万6,000円、平成21年度1,640万6,000円です。

大きな5で、細目協議結果についてですが、(1)指定管理料、これは単年度協定とすることにして、平成19年度は1,850万3,100円、これは消費税及び地方消費税を含む

金額でございます。

(2) 選定委員会指摘事項への回答。これは後で詳しく申し上げますけれども、アとして、展示室入館料増収の具体的方策として、あっせん手数料による送客依頼。次に、修学旅行、教育旅行との連携。次に、魚市場見学との連携。次に、大型スクリーンの活用となっております。イとして、地域活性化策としては特産市の開催、スタンプラリーの開催、レンタサイクルの活用が提案されました。

次に、6ページをお願いいたします。

下田市公の施設における指定管理者の候補者の審査結果ということで、この審査結果は、平成18年12月21日に選定委員会より市に提出されたものです。

対象施設は、外ヶ岡交流拠点施設(道の駅開国下田みなと)。申請者が、(仮称)株式会社アドミニスター下田。選定結果、指定管理者の候補者として決する。期間は3年。その他、審査結果と講評が添付されております。

まず、審査結果がその表でございます、この表は採点結果でございます。審査項目は9項目で、配点は総合得点の500点満点で採点しまして、採点の方は、そこに注釈があります「採点は、選定委員の平均点による。」ということで、合計が327.7となっております。

次に、7ページをお願いいたします。

これは、下田市公の施設の指定管理者選定委員会の講評でございます。

読み上げますと、「本団体は、下田市の経済活動の根底を担う4団体が出資して設立する団体であり、外ヶ岡交流拠点施設の管理運営のために新たに起業されることに強い意志と意欲を感じる。また、外ヶ岡交流拠点施設の設置目的を十分達成できる団体であるものと評価できる。

元となる各団体の知恵やノウハウを集約し、ひとつのものとして活動することは、実績はないにしても、活動に対する影響力や地域ネットワークは、本施設の未来を託していけると期待できるものである。

また、運営にあたっての達成目標についても、着実な管理運営を基本とし、出来る限りの経費節減を心掛け、提案書では表しきれない目に見えない様々な事業や意欲を、選定段階において各団体のトップ自らが施設の管理運営及び下田市経済の活性化について直に訴えた姿勢や意欲は大いに評価するところである。

さらに、本団体の特徴である公共性と信頼性を生かした提案が挙げられ、地域一体となった事業の展開や相互のネットワークを利用した施設活用を図り、外ヶ岡交流拠点施設におけ

る指定管理者の役割を考慮した多くの提案が掲げられた。

ただし、提案された申請書において下記に挙げる2点については、より具体的な計画提案を望みたい。

ひとつは、収支計画に表れる収入増加への根拠となる取り組みや活動について、より具体的に明確な方策等を求めたい。

ふたつめとして、申請書として表現されている自主事業提案は、元となる各団体の能力からはかなり控えめな印象を受け委員会の期待に反するものであった。このような提案では市民の期待に応えることができず、今後の運営を任せるにはより一層の努力を示してもらいたい。選定後の結果を受け会社設立までの間に、出資者となる各団体の関与を強く反映した具体的な提案を求めるとともに、より広い視野からの地域活性化策や各団体のノウハウ、ネットワークの有効活用や協調さらには地域協働など、下田市経済の根底を担う団体として市民の期待に応えるような活動を求めていきたい。

これらの点を踏まえ、3年間の指定期間の中で着実な管理を基とした視点から、より一層の施設の有効活用と経済活性化に対する活動拠点としての役割を求めていき、今後の指定管理者の姿を将来に亘り注視していく必要がある。

全体的な評価として本団体の提案は、外ヶ岡交流拠点施設が下田市の交流の拠点として良好かつ有効的な管理運営が図れるとともに、地域経済の発展に寄与できるものと判断できる。外ヶ岡交流拠点施設の指定管理者の指定を受けたときは、下田の歴史や文化、さらには人が交わる地域振興の拠点として、施設の有効活用を積極的に図り、より充実した施設の管理運営と市民の期待に応え、地域に貢献していくような指定管理業務の実現に努力願いたい。」

以上が講評でございます。

次に、8ページをお願いいたします。

外ヶ岡交流拠点施設施設管理運営費の比較表でございます。

17年度の決算、18年度予算は、これは市の直営でやったときの予算決算でございます。下から4番目の指定管理料(支出-収入)というところですが、17年度決算では2,677万6,000円、18年度予算では2,504万8,000円が税金の投入という数字になります。

それで、19年度以降、提案でございますけれども、一番下の17年度決算との比較をした場合、これはもう税込みで勘定しますと、19年度で827万2,000円が減額となる。20年度9,038万1,000円、21年度954万9,000円の減額となるという表でございます。

次に、9ページをお願いいたします。

先ほども説明しましたがけれども、選定委員会よりの講評で指摘された2点について、候補者よりの回答でございます。

回答書として、指定管理者選定委員会の講評において、指摘いただいた2点について、以下のとおり回答いたしますということで、まず1としては、申請時の自主事業計画は次のとおりでしたということで、(1)利用者サービス事業が物品販売、道の駅グッズ販売、下田市教育委員会発刊本の販売協力、自動販売機の設置、コピー・大型印刷物作成サービス。(2)として、施設利用促進事業で、朝市の開催、体験事業の主催者の誘致ということでございました。

2として、指摘事項及び回答ということで、まず1点目の(1)収支計画にあらわれる収入増加の根拠となる取り組みや活動について、より具体的で明確な方策を求めたいという問いに対する回答でございますが、「収入増加の主なもの、展示室の入館料の増加を見込んだものですが、出資団体と連携することにより増収を見込んだものです。市内及び下田市周辺の宿泊施設や観光施設と連携し、日頃の協力体制の中で入館者増を見込んでいます。また、旅行エージェントや交通機関との連携、加えて商工会議所、農協、漁協の総合力をフルに活用し、出資団体の広報紙等の活用により効率的な広報宣伝活動を実施することにより、必ずや達成できるものと確信しています。」

その具体策として、 ですが、あっせん手数料による送客依頼。観光協会、商工会議所傘下の宿泊施設、観光施設等の送客動機を増幅させるため手数料を支払うということで、あっせんによる送客は、団体料金扱いで40円とし、1人につき50円から100円の手数料をあっせん者に支払う。19年度で1,000名程度の増加を見込むということでございます。

次のページ、10ページをお願いします。

修学旅行、教育旅行との連携ですが、下田市には約4,000人の修学旅行生及び教育旅行生が訪れている。旅行エージェント等の営業活動を行い、予定の中に展示室の見学を入れ、入館者増を図る。

魚市場見学との連携ですが、魚市場の社会科見学と連携し、魚市場の説明と展示室の説明をパック料金化し、旅行エージェント及び学校等に売り込み、入館者増を図る。この場合、添乗員及び引率教員の負担を軽減するような配慮が必要となる。

大型スクリーンの活用ですが、同一の映像のみでなく、放映時間を決めて、伊豆に関連した映画や自然の映像等を放映し、来館者の興味を喚起するとともに、リピーター対策とする。また、大型スクリーンを活用した語り部による下田の歴史紹介等を、ボランティアガイ

ド協会と連携し企画する。

次に、2つ目の指摘事項ですが、(2)として、自主事業提案は、出資者となる各団体の関与を強く反映した具体的な提案を求めるとともに、より広い視野からの地域活性化策や各団体のノウハウ、ネットワークの有効活用や協調、さらには地域協働など、下田市経済の根底を担う団体として市民の期待にこたえるような活動を求めていきたいという指摘事項に対します回答ですが、「自主事業は、管理する施設の性格や厳しい制限の中で、平凡な内容になりましたが、もう一つの理由は、一番大切なこと、つまり責任を持ってしっかり管理することを優先と考え、管理計画を立てました。しかし、ご指摘のとおり、地域活性化策や各団体のノウハウ、ネットワークの有効活用等を再度検討し、初年度から実施できるものとできないものがありますが、次のとおり提案させていただきます。」

具体策でございますが、特産市の開催。農産物、水産物、地場産品等の特産市を地元住民や観光客を対象に、大型駐車場において開催する。また、中心市街地でのイベントを同時開催し、中心市街地と連携したイベント開催により、下田市のゲートウェイとしての機能の充実を図る。

として、スタンプラリーの開催。道の駅と中心市街地が共同でスタンプラリーを開催し、施設利用の促進を図るとともに中心市街地との連携を深める。「歩いて楽しいまち」をテーマに道の駅、大横町通り商店街、ハンギングバスケット通り、下田歴史遺産等にポイントを設置し、参加者への特典やプレゼントを用意し、幅広い参加を募る。

次のページをお願いします。

として、レンタサイクルの活用ですが、下田TMO株式会社のレンタサイクル事業と協力し、市内への移動手段として活用、特に中心市街地との連携を深める。また、阿波屋いっぷく堂に自転車の集積所を設け、利用者の利便性の向上を図る。

以上が提案でございます。

以上で議第3号についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長(森 温繁君) 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

3番。

3番(伊藤英雄君) それでは、下田市のベイ・ステージに対する指定管理者について、若干の質問をさせていただきたいと思っております。

12月の一般質問でもさせていただきましたが、会社がまだ設立されていない中で申請を受け付けたということなのですが、それに関連しまして、2点ほど質問いたします。

まず、下田市の現在、公共工事あるいは購入における入札指定、指名業者が行われておりますが、そこにおいて、法人が設立されていなくても、下田市においては入札の申請受け付けを行うのかどうか。また、指名入札の申請において、法人が設立されていなくても受け付けないというのであれば、それはなぜ受け付けないのかという点を1点お尋ねします。

2点目には、今後、指定管理者制度を運用していく中において、今回、法人設立がなされていなくても申請は受け付けたんですが、今後も、法人が設立されていなくても法人の申請を受け付けるのかどうかということをお尋ねします。

今回、指定管理者制度の審査を見ておいて、私は参考に、昨年2月の臨時会に提案されたあずさ山の家の指定管理者制度の審査、あるいはその審査における資料を見比べてみたんですが、かなり分量としても内容としても、今回の株式会社アドミニスターのものは少ないし、また、中身も大変不十分であるという印象を持ったんですが、まず基本仮協定書なるものが山の家においては結ばれておりましたが、今回、アドミニスターについては基本仮協定書は結ばれているのかどうか。

それから、管理業務に関する仕様書が出ておりましたが、この仕様書もつくられているのかどうか。

そして、謄本のコピーがつけられておりましたが、この謄本は後ほど配付していただきたいと思います。

それから、保険の加入というものが出ておりましたが、賠償に対する保険についての取り扱いがどうなっているのかをお尋ねします。

それから、施設の改築及び修繕等に対する費用負担がどのようになっておるのか、お尋ねします。

議席及び当局に配付していただきました指定管理者選定評価基準、この比較表をつくってみましたが、山の家と今回、外ヶ岡交流拠点の評価基準の違いは、まず1点目が管理経費に対する評価は、山の家では100点であったものが75点に減額されております。この管理経費に対する評価基準を下げた理由は何なのか、お尋ねします。

2つ目に、山の家にはなかった、外ヶ岡交流拠点では施設運営管理に50点、総合点に対する約1割の新しい基準点がつくられております。この施設運営管理に新しくつくられた50点、何ゆえにつくられたのか、理由をお尋ねします。

そして、これは5番目に施設運営管理とあるんですが、3番目に施設管理・経営管理計画で、やはり50点の配点がなされております。この施設管理・経営管理計画と施設運営管理ではどのような違いがあるのか。これが、合計しますと100点という、大変高い配点になっておるんですが、この辺はどうしてこのような高い点を持っていったのか。

実際にアドミニスターの評点を見ますと、一番高く配点がなされているのは2番の管理運営の基本コンセプト、ここに56点という、山の家でも栄協メンテナンスさんが44点、振興公社さん54点と、実績のある下田振興公社の山の家でも54点の配点しかありませんでしたが、こここのところに56.2点と大変高い点数をとっておられる。しかし、今日配られた資料を見る限り、管理運営の基本コンセプトが大変高い評点をとるだけのコンセプトがあるとは思えなかったのでありますが、どのようなことでこの基本コンセプトは高い点をとられたのでありましょうか。

講評の中では、自主事業についても、「申請書として表現されている自主事業提案は、元となる各団体の能力からはかなり控えめな印象を受け委員会の期待に反するものであった。このような提案では市民の期待に応えることができず、今後の運営を任せるにはより一層の努力を示してもらいたい。」ということで、「選定後の結果を受け会社設立までの間に、出資者となる各団体の関与を強く反映した具体的な提案を求める」と。では、具体的な提案でしたんですが、この中で一番大きいのは、あっせん手数料による送客依頼、19年度で1,000名である。400円ですと、これが約40万円になりまして、自主事業のほとんど全部、43万5,000円のうち40万円が送客によるものだということではありますが、下田の観光は現在、非常に苦戦をしております。旅館、ホテル等の誘客の数も減っている中で、これはかなり可能性の高いものとして見たのかということをお尋ねします。

事業を実施するに当たりましては、企画と人と金であります。この3つがそろわなければ、事業は成功しないと思うのでありますが、まず企画においては、申しわけありませんが、自主事業43万5,000円が示すように、十分なものとは言えない。

それから、人について言えば、この株式会社アドミニスターには致命的な欠陥があると私は考えます。それは、専属の経営者がいないということでありまして、つまり、役員はすべて兼任業務になっております。およそ事業を始めるに当たり、経営者が専任ではない、常勤の経営者がいないということは、致命的な会社としては欠点ではないか。船頭が乗っていない船。さらに、道の駅の館長は、これもまた兼任というふう聞いております。従業員は、現在の臨時職員等を中心に、新たに職員をその中から採用するようではありますが、管理職も専

任の管理職がない。事業体として、常勤の役員もいなければ、専属常勤の管理職員もいない。こういうことの中で、本当に事業体としてできるのでありましょか。

また、支出を見ますと、おおよそ 3,800万円、4,000万円弱がかかっている。月に直しますと、300万円強の費用がかかるわけですね、毎月。しかしながら、資本金 100万円であります。賃金も払うことができない。もし、下田市が4月に指定管理料を払わなければ、4月には賃金不払いが起きてしまうような資金量です。こういうようなところで、本当に安心して任せられるのでしょうか。

最後にお尋ねしたいのは、指定管理者制度の導入に当たって、この指定管理者導入の目的は何かをお尋ねします。私の理解するところでは、民間ノウハウ、民間の能力の活用であります。それによる、いわゆる施設を活性化することと施設の管理経費の削減にあるのではないかと思います。もう一度、外ヶ岡交流拠点の指定管理者制度を採用する目的についてどのようにお考えなのか、お尋ねします。

議長（森 温繁君） 番外。

観光交流課長（藤井恵司君） たくさんございましたので、漏れがありましたら、またご指摘いただきたいと思います。

まず1点、受け付けの段階の仮団体ということでございますけれども、これ、ちょっと私、入札の制度の関係と違まして……

〔「それは担当課の方で」と呼ぶ者あり〕

観光交流課長（藤井恵司君） 申しわけないですが、まず私たちの方の受け付けの関係ですね。申請時に仮団体で受けたということでございますけれども、これは県自治行政室にも問い合わせ、いろいろ検討しましたけれども、地方自治法上は、仮の団体であっても申請に対して違法性は認められないと。ただし、議会へ提案するときは、正式な団体でなければならないというふうに回答いただきまして、また、申請の可否については、選定委員会の役割として検討すべきであるという回答もいただきまして、市としては、選定委員会の冒頭、仮団体の申請であることを諮り、了解を得て審査をしていただきました。

今後もこのようなケースということですが、同様にしたいと思っております。

それから、仮協定を結んだかという、これは結んでございます。議会までに結ばなきゃならないということになっておりますので、結んでおります。

それから、仕様書の分ですね。謄本のコピーは、今はありませんけれども、出したいと思っております。

それから、修繕費の負担というか、要するにリスク分担ですね。これは、1件 30万円以上は市の方という、それからそれ以外の軽微なものは指定管理者というふうな取り決めをしました。

それから、ちょっと選定委員会の方はまた別としまして、送客の方で 40万円何がしをして、これは自主事業ではございません。送客の方で4階の、要するに展示室にお客さんをいっぱい入れて収入を上げるというのは、山の家でいえば、お客さんをいっぱい呼んで、上げるという。自主事業ということは、別のことをするという考えですので、これはさっき言った、本を売ったり、自動販売機を置いたりという部分が 40万円ちょっとの部分です。

それから、専属の経営者がいないという部分ですけれども、現在の係長が主体で管理運営をしているんですけれども、現在の係長の部分の人間は新会社で新たに雇うと聞いております、そういう体制になると。観光協会の事務局長は、道の駅の駅長という部分と管理の統括責任ということになりますけれども、今、道の駅(ベイ・ステージ下田)を、最高責任者としては私がやっております、市の関係では。それで、現場担当ということで、係長に指揮をとってもらっています。同じような体制になるのかなというふうに感じていまして、1人、新会社で新たに雇う人間は、十分今の係長の役目ができるというふうに踏んでおります。それですので、管理運営の方、経営者がいないということでございますけれども、その方は観光協会の方に補っていただき、管理の方は十分できるというふうに思っております。

資金が少ないという、もう1点ありましたけれども、確かに資金は少ないんですが、順次収入が入ってくるようになっておりますので、その辺で 私が余り答えることもないでしょうけれども、資金的には、4月の給料が払えないというようなことにはならないと思っております。

最終的に、指定管理をするという部分ですけれども、今回の部分でいいますと、管理会社の母体である4団体のノウハウやネットワーク、これが活用できるということ。要するに、民間の方がこの施設は非常に適しているということですね。それから、本来の目的であるにぎわいの場の創設、中心市街地との連携等、施設の有効活用には最適であるというふうに考えております。

以上でございます。

議長(森 温繁君) 番外。

総務課長(出野正徳君) 先ほど工事の方の指名参加願ということで、工事の参加願については、総務課の検査室の方でやっています。1月 31日付現在で、会議で今年の参加願という

のを締め切ったわけですが、ほとんどの工事の業者というのは法人格を持っています。今まで、法人格のないというのは余り見当たらないということで、基本的には法人格を持った業者ということで、何か問題があれば当然、責任体制は明確になりますので、法人格ということになります。

以上でございます。

3番（伊藤英雄君） 法人格のないところ、要するにそこを法人名義でこれからつくりますから、工事を受注するときにはつくりますからということで申請が出たら、受け付けるのか、受け付けないのか。

総務課長（出野正徳君） 指名参加願については、それは受け付けないと思います。

〔「受け付けない理由は何ですか」と呼ぶ者あり〕

総務課長（出野正徳君） とにかく、1年間の参加願でございますので、その間にもし法人格を持っていない業者が来ましたならば、それは当然こちらで指導しなきゃならない。いついつまでに法人格をとってくださいよと、とった段階で指名参加願を出してくださいよということで、本来、今年に限っては1月31日で締め切りしましたけれども、そういう場合は随時の……

3番（伊藤英雄君） いや、聞きたいのは、それはとってくださいと。事業をするのは、法人がそこで事業するわけですね。それで、とってから指定ということになるけれども、今回、とる前に申請書を受け付けているわけですね。それで、入札の方ではわざわざとる、申請時点ではとってから来いと言われる、何でとってから来いというのかです。

総務課長（出野正徳君） 指名参加願で、法人格を持っていない業者については、そこでは受け付けません。当然、市が行う、お願いする工事ですから、法人格を持っていませんと、いろんな責任体制、問題等もございますので、とりあえずは指名参加、つまり入札参加、入札の候補者になり得ないということで受け付けません。

以上でございます。

議長（森 温繁君） 番外。

助役（渡辺 優君） 選定委員会の件について、幾つか質問がありました。

ご承知のように、ここに比較表を配られておりますので、これに沿って答弁をさせていただきたいと思いますが、まず山の家につきましての選定委員会は、これも何度か議論をしておりましたが、私を初め課長職7人の行政内の委員の皆さんでの選定を行ってまいりました。いろいろ議論の中で、やはり透明性、公平性等々から、民間の方々を入れて、充実

させてやるべきだというご指摘がございまして、今回、外ヶ岡の交流館選定委員におきましては、行政から2人、民間から4人の委員の皆さん、6人で選定をいたしました、大きくはその違いがございまして。

そうした中で、1点目の管理経費、これをこの表からいって、山の家とそれから外ヶ岡では、山の家が100点、それから外ヶ岡が75の配点という、この下げた理由はということでございます。もちろん、議員が言われるように、民間委託の大きな目的は、民間による一層の活力ある活性化、利用・活用、それからもう一つは経費の削減、これが2つ大きな目標、目的でございます。そうした中で、旧の管理経費に対する評価、これは相当その中でも高い配点になるのは必定かと思っております。

そうした中で、75点に下げたということは、課長の方からも再三、また、皆さんもご承知のとおり、外ヶ岡交流館の管理と申しますか、非常に規制がかかっておりまして、何でもかんでもできるという施設ではなくて、やはり一番の目的は、ここでの交流を活発にして、旧市街地町内への動線を確保して、旧町内の活性化も図るということでございます。

ここで管理経費を安くするために自主的な事業を頻りにやった場合に、これはそこだけの収益、事業で終わっちゃう可能性があるということで、経費の削減を図るために収益を上げてもらいたいという、この思いはありますけれども、そういう施設の比較の中で、選定委員会全員の合意の中で、こういう配点をさせていただいたものでございます。

それから、2点目の施設運営基準、これが新しくつくられた理由ということでございます。この理由は、施設によって、やはりそれぞれの配点は違うということは、これはもう選定委員の皆さんも十分承知の中で、今までも進めてまいってきております。

そうした中で、今回の外ヶ岡交流館につきましては、5番目の施設運営管理 50点の配分でございますが、この施設は道の駅としてのサービスの提供に必要な業務を行う。また、情報の一元化及び情報発信に関する業務、また、出店者に関する業務、下田市市史編さんに関する業務、それから資料等の保管に関する業務、教育旅行等の受け入れに関する業務、周年記念事業及び自主企画展に関する業務と、こういうものも期待する事業であるということで、これらについての新たな配点をこの施設では必要という委員の皆さんの判断で、新たに配点50点をしたものでございます。

それから、3点目の施設管理運営の50点と、それともう一つ、3の施設管理・経営管理計画の50点、足しますと100点ということで、相当高い配点をしているということでございますが、これは今、2点目で説明したような、5の施設運営管理の新たなこの施設としての目

標があるということ。それから、やはり施設 管理の経営管理計画には、通常の施設管理体制全般に対する考え方、施設の貸し出し条件、それから利用者への支援計画、広報業務の計画、開業前・開業直後の計画、また、管理計画ということで、これは他の施設と同様に、一般的な管理計画がどうしても必要だということで、改めて、今言いましたように、5つ目の施設管理については、この施設はどうしても必要という意味合いの中で、高い配点をさせてもらったものでございます。

それから、4つ目の、基本コンセプトに高い評価をしているということでございます。これは、比較しても、山の家で70点、外ヶ岡で75点ということで、特別に高い評価をしたわけではございませんが、やはり基本的なコンセプトといたしましては、施設設置目的に関する考え方、それから指定管理者による管理運営の基本的考え方ということで、これも他の施設とは、この点においては大きな差はないんですが、ほぼ同じ配点をさせていただいたということございまして……

〔発言する者あり〕

助役（渡辺 優君） はいはい、わかりました。ちょっと私も勘違いしましたが、確かに今の指摘のとおり、基本コンセプトの中で、栄協さんや振興公社に対しましての山の家配点という採点と、今回の外ヶ岡交流館のアドミニスター下田への配点が相当高くなっている。これは、私が委員長なら決定的なことは言えるんですけども、一委員として参加をしています。ですから、私の気持ちとしては今、具体的に何点つけたということは差し控えますけれども、他の5人の皆さんの採点の結果の平均点でございますので、こういう理由でつけたということはなかなか難しいかと思えますけれども、もし必要であれば、他の5人の皆さんの意見を聞いて、総称しての回答ということになろうかと思えますけれども、これについてはそのような事情で、皆さんの採点の評価の中での点数と言わざるを得ないかと思えます。

以上です。

議長（森 温繁君） 3番。

3番（伊藤英雄君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、謄本、それから管理運営計画、仮協定を結んでいるということなので、それは後ほど提示をしてください。配付をお願いします。

それから、常勤専属の経営者及び常勤専属の管理者がいない。これは現在、市の直営とほぼ同じ体制であるというご答弁でありましたが、指定管理者制度を導入するに当たりまして、

当然、現在の直営よりも施設を活性化すると。民間能力・活力を導入する、経費を削減するんだということではなければ、これは指定管理者制度を導入する意味がないわけであります。

その体制において、人的な配置において、直営と一緒にですよというのでは、これは余りにもずさんと言うしかないのではないかと。やはり、新しく会社をつくってやるんだと、その意欲、そこを買ったと。これは、講評の中にも「団体の強い意志と意欲を感じる」という文言がありましたが、常勤の役員さんがおらない、専属の役員がいない。同じように常勤専属の管理職もいない。こういう中では、とても強い意志と意欲を感じるということは、私は感じられないのでありますが、この辺について、本当にこういう常勤の役員、経営者がいない、管理職がいないということの中で、民間活力の導入が図られるというふうにお考えなのかどうか、再度お尋ねをいたします。

収入はこれから入ってくるというような答弁でしたが、この計画書を見る限り、収入は劇的には増えてきておりません。収入のほとんどは指定管理料であります。つまり、下田市からの収入であります。

それから、4団体のネットワークをという話であります。指定管理者になるのはアドミニスターであります。そのネットワークのキーポイントになるのはアドミニスターであります。そこに専属常勤がいないということは、このネットワークを構成するに当たりまして、核の部分に人がいない、しかもその部分にお金もない。これで本当にネットワークの活用、あるいは施設の活用ができるのかどうか。

それから、このアドミニスターをやるのに、旧町内の活性化が大きな柱だと言いますが、本当にそれでいいのでしょうか。施設の設置目的は一体何だったのか。ベイ・ステージの建設時においては、これは前市長であります。池谷さんの開国のまちづくり構想の中にあっただけです。その中で、文化の継承あるいは港の回復、国際性を生かしたまちづくり等が挙げられておりますが、今、施設の設置目的は、この施設をいかに活用するかということとあります。

この施設の活用について、不十分な体制のままで本当にいいのかどうか、それが本当にまちの活性化になるのかどうか。例えば、情報発信をする。これは、もちろん大変いいことだし、あそこを活用してほしいと、観光の情報発信拠点にしてほしいという思いは、ほとんどの議員が持っているものであります。これを本当に実現するために、下田市は人と資金を、今、下田市はそこに投入できない。財源が厳しい、財政が厳しい中でできない。しかし、民間の活力をもってあの施設を活用してほしいということとあります。その民間が、人も金も

ない団体、民間企業でいいのかということです。常勤の経営者もいなければ、常勤の管理職もいない、そういう企業でいいのかと。

実は、この経済4団体がやるに当たっては、大いに期待している市民も多いと思います。また、議会でも、ぜひやってもらいたいという思いは共有しているのであります。しかし、実際にその団体に任せるに当たって、両目、片目をつぶって、めくら判のように任せていいのか。やはり、厳しい態度で、厳しい姿勢で任せるのが必要じゃないんでしょうか。

ベイ・ステージは、ご承知のとおり、30億円を超える税金を投入して建てた建物であります。賛否両論があり、反対運動も起き、議会でも大混乱の中で議決をした建物であります。この建物を何とか生かしたいと、また、生かさなければならぬという思いは、議会も当局も市民も共通したものであると思います。だからこそ、実際に指定管理者を選定するに当たっては、やはり厳しい態度で臨まなければならぬと思います。

建設において、やはり私は、当局も議会も誤りを犯した。誤りは、見通しを誤ったことであります。あそこは30万人の有料入場者が来て、経費はかからないと。少なくとも、当局からの一般会計からの負担は起きませんよと。しかしながら、市民の中では、多くがそれはできないんじゃないか、30万人も来ないんじゃないかという声があったんですが、当局と議会はそこを決断した、見通しを誤ったのであります。それは、あいまいな見通しそのまま見切り発車をしたからです。建設をしてからその活用を図ればよいということで、その建設後に託したのであります。

私の記憶では平成12年の建設、7年の月日がたとうとしているのでありますが、残念ながら建設後も完全に活用が図られているとは言いがたい。ここで指定管理者に任せれば、市の直接的な関与はなくなります。議会の直接的な関与は、指定管理期間はなくなります。このときに、やはりあいまいな構想、あいまいな見通しそのまま、またあの32億円の建物を見放すようなことがあっていいのかどうか。本当にこのアドミニスターに今の経営計画のまま、事業計画のまま指定管理者としてすることが本当にいいのかどうか、もう一度その点をお尋ねをいたします。

議長（森 温繁君） 質問者をお願い申し上げます。質疑の途中ですが、ここで午後1時まで休憩したいと思います。

では、1時まで休憩いたします。

午後 0時 6分休憩

午後 1時 0分再開

議長（森 温繁君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

午前中に引き続き、議第3号に対する質疑を続けます。

当局の答弁を求めます。

番外。

観光交流課長（藤井恵司君） 伊藤議員さんのご質問で、10年以上前ですが、リープロ事業でいろいろ議論を交わしたことが頭に浮かんでまいりまして、いろいろ懐かしいような思いもいたしております。

私は、策定した企画から建設、そして最後、管理まで、10年程度携わってきたものでございますけれども、今回、指定管理者ということで、また皆さんにお願いするようなことになりまして、実はこの設置目的と、ここを何でつくったかというようなことですが、当時思い出しますと、下田は港から発展してきていると、港町であったという、それこそ開国の歴史、それから出船入り船三千隻と言われた頃から港ではやってきたと。その港が現在、当時ですね、30年も市有地が放置されていると、市民の財産である市有地を何とか生かしていきたいというようなことから始まったと思っております。この施設は、もちろん港、要するに外ヶ岡のにぎわいと、それとまちの繁栄という、市街地が潤うと、そういうために建設されたというふうに記憶しております。

そこで、この4団体がノウハウやネットワークを活用して、施設本来の目的であるにぎわいの場の創設、中心市街地との連携等、施設の有効活用には最適な団体であるということで、4団体がつくった会社が最適であるということで、公募もなしの指定ということになったわけでございますけれども、具体的な例ではこの勤労体制ですね。これは、私の言い方がちょっと足りなかったかと思うんですが、今の状態より下には絶対ならないということなんです。要するに、観光協会事務局長が統括責任ということで現場におると。現在、私は現場におれないわけで、すぐ対応できないようなこともありますけれども、そういう意味では、係長にかわる職員を雇うということと統括責任者が現在現場にいられるということ。また、いろんなノウハウが民の方がいる部分が多いということで、今回お願いしているわけでございます。決して、人件費の方を見ましても減っておりますし、現在よりは減るようになっております。それで経費の節減も図れ、そしてよりよい管理者になるということをお願いをしていることでございます。

以上です。

〔「常勤専任の管理職がない会社と、それで本当に民間活用ができませんかということなんです」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） はい、どうぞ。

観光交流課長（藤井恵司君） それは、今申し上げたとおり、統括責任者という立場で事務局長がいますので、責任という部分ではそちらが統括責任という、道の駅の駅長という職も受け継ぎますので、それは統括責任ということで、管理者的なものになれると思っております。

以上です。

議長（森 温繁君） 3番。

3番（伊藤英雄君） どうも議論がひとつかみ合わないんですがね。常識的に言えば、会社を起こしてやろうとするとき、その会社に専任で常勤する役員さんがおいでにならない。また、管理職に当たる人もおらないと。こういうことで、本当にその会社がやれるのか、民間活力の導入が図れるのか、大いに疑問がある。

32億円からかけた建物を指定管理者にお渡しすれば、その3年間、当局も議会ももはや関与することができない。そのときに、やはりそれなりに厳しい姿勢で、しっかりしたものを出示してくれと。こういう姿勢がなかったら、やはり建設時点において見通しが甘かった。この指定管理者制度導入において、また甘いという批判を受けざるを得ないんじゃないか。

最後に、1つご質問いたします。

今、答弁の中で、駅長さんは観光協会の事務局長さんがやられて、事務局長さんが管理責任者として頑張ってくださいと、こういうお話でした。指定管理者になるのはアドミニスター下田なんですが、管理業務を観光協会の事務局長さんがやるということになりますと、この管理業務はアドミニスターから観光協会に下請に出す、あるいは観光協会の事務局長さんは出向かなんかでアドミニスター下田においでになるんですかね。要は、指定管理者はアドミニスターですから、アドミニスターの人間がやらなきゃいけないんだと思うんだけど、それは観光協会の事務局長さんだということになると、この事務局長さんの立場といたしますか、あるいは業務を行うのは本当にアドミニスターなのか、これはちょっと疑問が出てくるんですが、ここら辺の整理はどのようになされているのか。

それから、観光協会は、私の理解では純粋な民間とは言えないと思うんですが、民間活力の導入という観点からいけば、今の答弁でいう、観光協会長さんが統括責任者でやるという答弁ですと、民間活力の導入にはならないんじゃないか、こう思いますが、最後その2点。

議長（森 温繁君） 番外。

観光交流課長（藤井恵司君） 観光協会にはアドミニスターから委託料が払われるということにして……

〔「管理委託が行われる」と呼ぶ者あり〕

観光交流課長（藤井恵司君） ちょっと待ってください。

事務委託が行われるということで、アドミニスターから支出するということに……

〔「アドミニスターから観光協会に管理業務の委託が行われるということですね」と呼ぶ者あり〕

観光交流課長（藤井恵司君） そうです。要するに、統括責任という部分、道の駅の駅長という部分で委託するということでございます。だから、アドミニスターの仕事を一定するというのではなくて、委託するということでございます。

〔発言する者あり〕

議長（森 温繁君） 関連で答弁、番外。

助役（渡辺 優君） 間違いなく、実際の管理業務等々については今提案をしているアドミニスターがやるんですが、やはり経済4団体の出資による会社ということで、今までもより有効な活用するために、4団体が協力して、定期的に役員も集まって、この有効活用についての議論をしていこうという方針の中で新たな会社を立ち上げたわけございまして、実質的な管理運営は、現在、臨時の職員がおりますけれども、これも新たな会社が雇用すると。

それから、事務責任者についても、駅長は今、担当課長が述べたような形で予定をしているということで、ヒアリングの中でも答弁がありました。また、責任者としても1名雇用するという事も聞いておりまして、観光協会の事務局長を今予定していますが、この方に駅長になっていただくと。そして、観光協会の業務をやりつつアドミニスターの管理の業務も一部行って、そのために年間120万円を支出するということ聞いております。

議長（森 温繁君） ほかに質疑ありませんか。

10番。

10番（小林弘次君） まず、選定に当たって、最初から観光協会等の名前が挙がって、これらの団体から議会やその他に指定管理者制度の導入というような陳情も出されたわけございまして、出発点は観光協会等の団体が外ヶ岡の交流館の管理運営の受託をしたいという、ここからこの問題が出発したというふうに思いますが、この点間違い ないかどうか、まず第1点お伺いいたします。

そういった格好の中で、当初は経済4団体がというか、観光協会、そして漁業協同組合、伊豆太陽農業協同組合、そして下田市の商工会議所、この4団体が実質的に受けてやるというふうなお話だったわけですが、この4団体が受けるということではできないということで、受託を受ける会社を立ち上げて、こういう格好でやるというふうなことになる、そして今議論になっておりますアドミニスターという会社を経済4団体が立ち上げて、そこで受託をするという、こういう多少のいきさつを見ますと、そういう経過をとっていると思うんです。

そこで質問の2点目は、アドミニスターという会社と観光協会、漁業協同組合、そして商工会議所、伊豆太陽農業協同組合とはどのような関係になっているのか。どうもその辺がすっきりと、例えばアドミニスターというものについての全面的な支援、要するにお金の面でも、あるいは人的な面でも、全面的にその4団体が支援をするような、そういう関係になっているのかどうか。それとも、全くそれらの4団体としては、法的には関係のない法人になっているのか、これが質問の第3点目でございます。

第4点目は、今回の選定議案をかけるに当たって、決定に至る過程において、最終決定は市長がしたというふうに思います。下田市長石井直樹さんが行ったと。しかし、決定に至る過程の中で、基本的には受け付け等の審査、そしてその決定は選定委員会なるものが行ったというふうに考えていいかどうか、これについてお伺いします。

議長（森 温繁君） 番外。

観光交流課長（藤井恵司君） まず、観光協会のという話があったかという、それは観光協会から一度はありました。申請というか、要望書が提出されました。

会社との関係と申しますか、4団体との。その辺は、会社は立ち上げていますけれども、観光協会の方が管理の部分、それからいろんなお客さんと呼んでくる部分、誘客の部分は携わるということです。

あと、選定委員会でも発言がありましたけれども、リスク、要するに赤字になったらどうするとか、そういう4団体との関係はどうなっているかということですが、その場合は4団体で必ず補てんするというような回答がございました。

決定の関係ですけれども、選定委員会からいただいたのは、指定管理者の候補者とするという回答です。それで、議決を経て決定するというところでございます。

〔発言する者あり〕

議長（森 温繁君） 暫時休憩いたします。

午後 1時15分休憩

午後 1時18分再開

議長（森 温繁君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

当局の答弁を求めます。

番外。

観光交流課長（藤井恵司君） 決定の経過ですけれども、一番最初に説明させていただいた説明資料6ページにございますけれども、指定管理者の候補者の審査結果ということで、選定の結果、指定管理者の候補者として決するというを受けまして、この本議会にお諮りしているところでございます。

以上です。

議長（森 温繁君） 10番。

10番（小林弘次君） まず、今回、市長が外ヶ岡交流館の管理委託を平成 19年度からアドミニスターという新会社に全面委託をして、管理一切をゆだねるといふ、こういう決定を議会に諮っているわけでございます。極めて重要な決定であろうと思うわけでございます。したがって、これについては、議会としては極めて慎重に検討しなければならないということ論をまたないと思うわけでございます。

そこで、少し問題点を明らかにしていきたいと思いますが、まず1つは、外ヶ岡交流館を民間でやりたいということが民間団体の方から市に要望が出されて、そしてその要望に基づいて外ヶ岡の交流館の条例の改正を行って、指定管理者制度ができるような条例改正を行うということを年度の中途で行いました。そして、彼らの要望のとおり、公募にしないで、彼らとの随意的契約によってこの指定管理を行うということで現在、議案が出されているわけです。

むしろ、これはまず出発点において、本当にやるとするならば、この案件こそ公募で行うべきであると思いますが、公募にしないで、要望どおりにした理由。しかも、要望どおりではなくて、その後、紆余曲折があって、アドミニスターという新会社を設立してやらせるという、こういうことになったわけですが、公募しなかった理由というのをまず明確にしていきたい。

そしてもう一つは、アドミニスターという会社は、伊藤さんのお話によりますと、設立されても実態のない会社ではないのかという問題提起がございました。実態のない会社であるかどうか、この点はですね、実態のある会社であるということを示す必要があると思

うんです。

そこでもう一つは、アドミニスターという会社は、さっき言った4つの団体の全面的な支援というか、アドミニスターの会社の全責任、俗に言うところの全面保証を農協、漁協、観光協会、そして商工会議所、これが行っていくと、全面保証しているという、こういうことを法律的にも明確にされているかどうか。その関係は法律的にどういうふうに明確になっているのか、この点お伺いします。

次に、選定の問題でございます。

今ちょっと休憩をして、言質をとられないようにお話ししたんだろうと思うんですが、決定を行った委員会というのは、民間の方4人と助役さんを含めて市の執行機関の市職員2人、これで行ったというふうに説明はあつたわけでございます。この委員会の法律的な位置並びに民間の人たちの公務員としての資格、これが極めてあいまいだと思います。公務員としての資格のない人たちが、このような決定に加わるということができるかどうか。公権力の行使にかかわる問題ですから、この点は明確にさせていただきたい。いかなる条例、いかなる法律に基づいて、民間の公務員でない方の決定というものが、こうして議会にのるのかどうか、この点お伺いします。

次に、費用の問題でございますが、外ヶ岡交流館の施設において、あずさ山の家の指定管理を行った後、隠れた瑕疵があつて、一番極端な例はボイラーが使われていないとか、水道が水がないとか、ドアがないとかかんとかつとって、さまざまな形で市費が投入された経緯がございます。外ヶ岡交流館の指定に当たって、施設の全面的な検討等を行ったかどうか。

とりわけ私が心配するのは、今後、お話によりますと、物販等をおやりになりたいといこととなりますと、あの交流館のデッキ、これらが使われるんだろうと思うんですが、デッキはご承知のように木製であります。これらが維持管理等は、木製の維持管理等、これはほとんど手をつけられていないとするならば、数年後には腐食し、使い物にならなくなるのではないのかと。こういう点での管理というのか、調査を行っているかどうか、お伺いします。

議長（森 温繁君） 番外。

観光交流課長（藤井恵司君） まず、1点目の公募しなかったということでございますけれども、その部分は、この施設の目的、要するに性格等いろいろ考えまして、構成する4団体がバックアップする会社、これが最良であるというふうに考えております。公共性、それから信頼性から見ても、公募する必要がない会社であるということ、公募しませんでした。

会社の実態がないということでございますけれども、会社は管理する部分は十分できると思っております。

〔発言する者あり〕

観光交流課長（藤井恵司君）　今まで、要するに管理に携わってきた人間がほとんど残ってくれるということが第1点。それから、力強いのは、観光協会もそばにいるということですね。そういうことを考えますと、会社は初めて行う事業ということになりますが、会社としてはそうですが、実質的な管理に当たる人間は皆さん経験者、ほとんどが開設以来いる方たちが携わってくれるということで、管理の方は十分できると。そして、4団体のバックアップがあり、まちとの交流も十分できると、そういうことで考えております。

決定した委員会はちょっと置きまして、費用でございますが、デッキが今後、いろんな施設、今までの施設で管理してから直すようなことがあったのではないかとということで、特に心配されるデッキの板の問題ですけれども、この材質はパオロペという、比重が非常に重い、水の中に沈んでしまうような材木でございます。これは、私も当時、研究に研究を重ねて、あのデッキが大丈夫かと、何年もつんだということで、思えば神奈川県の方まで実態を見に行った覚えがございます。このデッキは、20年から30年は必ずもつと、あのまま……

〔「維持管理はしているわけ」と呼ぶ者あり〕

観光交流課長（藤井恵司君）　維持管理はしております。常にきれいにはしております。それで、上の汚れだけは削り取るといいますか、そういうような作業は年に1回ぐらいしていますけれども、材質が腐るといのは、なかなか相当な強い材質というふうに聞いております。それで、今後、デッキがすぐに修理になるということはないというふうに思っております。

以上です。

〔発言する者あり〕

観光交流課長（藤井恵司君）　会社は、4団体が出資してできた団体です。ですから、4団体との関係は、出資者と設立した会社ということになります。

〔発言する者あり〕

観光交流課長（藤井恵司君）　いや、だから、それは、先ほども申し上げました選定委員会の中でいろいろな議事録がございますけれども、いざとなったときには、4団体が必ずバックアップするという約束ができております。

以上です。

議長（森 温繁君） 番外。

助役（渡辺 優君） 今回の6人の委員による選定委員会の位置づけといたしますか、法的な根拠ということでございまして、この前に答弁 をさせていただいておりますけれども、今回の選定委員会は、行政サイドの選定委員会の要綱をつくりまして、今までも山の家ほかの選定をしてきました。その要綱は生きておりまして、その構成メンバーの中で、先ほど来報告をしているような民間の方々を入れたメンバー構成となっております。

ですから、例えば法律とか附属機関設置条例とかに基づく委員会ではなくて、任意の委員会ということでございます。ただ、これらの委員会を運営していくに当たって、先進地等々も調査をさせていただきました。附属機関として、しっかりと明確な資格で審議をしている委員会あります。また、私どもが今進めているような、要綱に基づく委員会として選定をやっている委員会もございます。いろいろ研究した中で、願わくばしっかりとした附属機関に基づく委員会として運営すべきというような形が出ておりますので、今後は十分にこれに向けて議論をしていきたいというふうに思っております。

〔発言する者あり〕

議長（森 温繁君） 番外。

助役（渡辺 優君） 先進地の調査をさせていただいた中で、こういう形でやっているところもあれば、附属機関としてやっているところもあるということで、先ほど言いましたように、今までの選定委員会の要綱に基づくメンバーの条文の構成で対応してきたということで、これはこれでそういう理由があったかと思えます。しかしながら、選定委員の資格等々を考えたときに、今後、できますればしっかりとした附属機関としての位置づけがいいのかなというふうには思っておりますということでございます。

議長（森 温繁君） 10番。

10番（小林弘次君） 資格のない人が決定したものを議会に出すというふうなものはいかがかと思うんですよ。僕は、これは全協でちゃんと言いました。資格のない人が委員会を構成して、決定するということは、これは地方自治法や地方公務員法や、あらゆる法律に照らして、これが不法だということは明確だと思うんです。

したがって、これは、まず資格のない人が決定したものを議会にかけるなんていう、こんなことを受けるべきではないと思うんです。議会として、断固としてこの点はですね、議長、きちんとしていかないと、こういうあいまいなことを議会にかけてはいかんと思うんですが、いかがなものでしょうか、議長さん。

ならば、きちっと事例その他をちゃんとはっきりさせた上で議会の審議をさせていただきたいと思います。

議長（森 温繁君） 番外。

助役（渡辺 優君） 選定委員会の組織については、今回、ベイ・ステージをお願いしているわけですが、その前にも何件かそういう提案をさせていただいて、議決をいただいております。その組織の中でも、一時的には市の職員による選定委員会の中での決定で提案をし、可決をしていただいております。その経過からして、今回このような形で、メンバーを入れかえての選定委員会で決めていただき、上程しているものがございますから、この分だけ特別に附属機関等々ということではなくて、先例を踏襲してのこういう上程でございます。

しかし、やはり民間の方々も入れたということからすれば、私が今述べたような形で今後議論をしていくべきかなというふうには思っておりますということでございます。

〔発言する者あり〕

議長（森 温繁君） 番外。

総務課長（出野正徳君） 指定管理者の指定の手続については、手続条例がございます。その中で、選定に当たってという、何々委員会をつくって何々を選定するものだという規定はございません。附属機関をつくって、何々しなさいという規定はございませんので、今回、先ほど助役が言いましたように、要綱で設置をしております。最終な決定は、要綱ですので、市長の私的諮問機関にこれは類すると思います。任意の規定ですから、附属機関ではございませんので、確かに報酬とか公務員ではないと思いますが、一つの選定されたものの結果を市長が評価して、最終的な決定は市長がしまして、今回提案をしたものでございます。選定委員会がしたもので上げたものじゃございません。市長が最終的には選定委員会の決定を酌んで、決定は市長が決定しまして今回、議会で上程したものでございます。

先ほど助役も言いましたように、今後、そういうものがあるのであるならば、正式な附属機関という中で、議会で条例を設置しまして、皆さんで附属機関の条例を審議していただきまして、正式な公の議会等で今後は審議するべきだと、私もそういうふうに思っています。

〔発言する者あり〕

議長（森 温繁君） 暫時休憩いたします。

午後 1時36分休憩

午後 2時11分再開

議長（森 温繁君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前の10番議員の質疑に対する答弁を求めます。

番外。

市長（石井直樹君） 長時間にわたりまして休憩をとらせていただき、まことに申しわけありませんでした。

小林議員のご指摘によります、この選定委員会の問題でございますけれども、先ほど助役が答弁しましたように、要綱による選定委員会の設置につきましては、先進地の事例等をいろいろ調査した中で、確かに附属機関として設置しているところと要綱によるものによって設置しているという選考委員会がありました。ということで、前回の選定委員会は職員だけの構成でありましたが、この議会におきまして、もう少し透明性を持つために、民間の人間で設置なさいというご指摘もあったことは事実でございます。

そういう中で、今回の要綱による設置は、6人のうち民間を4人、全く民間人でもよかったですでしょうけれども、なかなか指定管理者の問題というのは複雑な問題点がありましたので、市の方から2人入っていただいたということで、要綱による委員会とさせていただきます。

しかしながら、全協におきまして、小林議員さんの方からも、しっかりした位置づけが必要だよと、附属機関としてやるべきじゃないかというご意見があったことは事実でございます。今回、そのような形で委員会の設置が間に合えばよかったんですが、もう既に進めておるといようなこともございましたので、私どもの考え方とすれば、この選定委員会、今後まだまだ指定管理者が発生してくるものがたくさんありますので、3月議会に条例の設置を出すというような形で、附属機関としてのしっかりした位置づけをしていきたいというふうに思います。混乱をさせて申しわけありませんでした。

議長（森 温繁君） 10番。

10番（小林弘次君） 手続とかいろんなことで多少あったわけでございますが、私、民間の人たちというか、市政において、市民の各界各層の意見を聞いて、それを政策決定に生かすということは極めて大事なことだと思います。しかし、市民の各界各層のご意見を聴取して決定するに当たっては、それについての地方自治法や条例の規定があるわけです。そういう条例や地方自治法の規定を乗り越えてですね、要するに勝手に要綱の委員会に民間の人たちを入れて選定するという、これは法律の精神等からいって、極めて間違いであると。

そういう点では、市長が申されましたが、この問題についての協議をゆだねられた昨年の全員協議会で、民間の人たちの、そういう人たちの法律的な位置も明確にさせるという点が極めて必要だと。そして、少なくとも附属 機関なり専門委員なりの委嘱をして、公務員としてきちっと政策決定に加えるような、こういう決定すべきだということを申し上げたわけですが、それらが検討されなかったのは極めて残念であるわけです。しかし、3月の議会でこの点についての訂正をするということですのでございますから、これは一定のやむを得ないものとして、了承したいと思います。

そこで、最後に質問したいと思いますが、今回の指定に当たりまして、一番大事なことは、いわゆる農協さん、漁協さん、そして観光協会さん、そして商工会議所さん、これらが設立した新会社を全面的にバックアップするという、こういう確約があるというふうに理解しているのかどうなのか、それを文書的にも明確になっているかどうか、これが最後の1点です、質問です。

2点目は、報告にもございましたが、あそこには市史編さん室がございます。市史編さんの仕事は教育委員会の所管で、下田市の教育行政というか、まちづくりにとっても極めて大事な仕事で、現在まで幕末開港編、資料含めてそれらと、そして近世、残っているのは中世と古代、そして近現代と、これが市史編さんの作業が残っているわけです。市史編さん委員の先生方が、ほとんどボランティアに近い形でこの仕事を行っているわけですが、市史編さんの事業も指定管理者の業務の指定管理に移されるのかどうなのか。

さらに、当時、たしか荒尾さんという方だと思いますが、伊豆に関係する本や伊豆のことを研究された方が、膨大な書籍を下田市に寄贈されました。市は、そのうちの一部をベイ・ステージ、あそこの交流館に荒尾文庫というか、図書館として設置しております。これらの管理運営も、アドミニスターという会社に指定管理されるのか、これを最後にお伺いします。
議長（森 温繁君） 番外。

観光交流課長（藤井恵司君） まず、1点目の4団体が全面的にバックアップするのかということですが、これは選定委員会の中でも発言しているとおり、トップが集まって、全面的にバックアップしますということがまず1点。もう1点は、たとえ赤字が出て、それは4団体で補てんするという確約がございますので、大丈夫とっております。

もう1点、市史編さん室の件ですが、ここは指定管理とはしません。教育委員会の管轄とします。

それから、管理は指定管理者の方になりますけれども、図書室はそのままの状態を残すと

いうことになっております。

以上でございます。

議長（森 温繁君） ほかに質疑ありませんか。

12番。

12番（大川敏雄君） 私は、外ヶ岡の交流施設、これについて指定管理者の導入については賛成したものであります。そういう中であって、あのときの審議の過程で、今、民にお願いするとしたら一番、あの会館のいわゆる今の利用状況、あるいは下田市の観光政策の振興という視点からいうと、一番あの施設は大事な施設だと、中心になっていると。それを管理するのは、実態的には観光協会がやるのがふさわしいんじゃないかと、こういう提言を委員会で実はさせていただきました。

その場合に、現在の任意の観光協会ではなかなかこれは問題があると。したがって、法人化を含めまして、やはり検討したらどうなんだと、私こういう意見を委員会で述べたわけですが、結果として、今回この会社がですね、社長が商工会議所の会頭だと、びっくりしました。本来、私は、やっぱり少なくとも観光協会の、いわゆる観光に関係する方が責任者になるのは普通じゃなかろうかなと、こう思っていたんですが、あに図らんや、萩原さんが社長だと。それで、非公式に萩原さんにちょっとあるところで会って、あんた社長 だつてなど。どうです、やる気ありますかと言ったら、「いや、押しつけられたからな」と、こういう言葉が最初、実はあったわけです。

そこで、今の動きを見てみますと、観光協会では、この6月か7月に向けて、了仙寺さんが副会長なんですが、彼が観光協会の機能をこうしたいという一つのビジョンを策定しつつある。それを前向きにやって、疲弊した下田市を活性化したいと。そういうことになりますと、本来、私は、あの基地を、観光関係の皆さん方にきちっと受け皿をつくってもらって、そして機能も見直しをするということが一番僕はいいなと、こう思っていたわけです。

そこで、これ見ますと、本当に 100万円ばかりの会社ですが、正直なところ、他の議員も言いましたけれども、不安があります。あるいは、できるのかなと。聞いていますと、観光協会の今の職員が一部そこで二重に仕事をやると、こういうことですので、今の観光協会の事務局は、いわゆる駐車場管理もします、駅前の観光協会なんて、休みが全然とれないような実態ですよ。そこに仕事を付加するということで、これは大変なことになるなど、こう思っているんですが。

市長、これはですね、どういうわけで商工会議所の親 分さんが社長になってというのが、

どうも私理解できないんです。本当にあの施設を、いわゆる 2世紀の初頭の本当に活性化の拠点にするんだったら、観光関係の皆さん方がやっぱり積極的にやろうじゃないかと、こういう機運の中で、いわゆる会社もそういう形で設立されていくと、あるいは法人化されていくというのが本来だと思うんです。

どうもその点がですね、委員会で細かい点は審議させていただきますが、ぜひ、これはどういう事情でこんな、いろいろ予算担保するとかなんとか言っているんですが、大事なのは、これからあそこをいかに有効に活用するか。そして、どういうスタッフがそろって、どういう組織がそこで構成されるかというのが最も大事だと思うんです。この点から、今回のいわゆる指定管理者のあれを見ますと、何か非常に僕からすれば、いや、これちょっと視点が違うんじゃないかな、こう思うんですが、どうですか。

議長（森 温繁君） 番外。

市長（石井直樹君） 株式会社アドミニスターの社長さんの件については、私がどうこう言える立場じゃありませんが、ただ、我々のところに観光協会がやりたいなという意向があったのは、大分前からそんな話がありました。しかしながら、法人格を持たない組織という中で、やっぱり責任の明確さというのがないなという話は確かにあったことは事実であります。

その中で、観光協会側の方からすれば、NPOを立ち上げますというようなお話もあったわけですが、途中からやはりそういう観光協会の実態に対しまして、多分、経済4団体の方々が一緒にやろうという形で、私のところに要望書が上がってきたときの代表者は商工会議所の会頭さんでしたね。会頭さんがその要望書を読み上げて、ぜひ名乗りを上げたいというようなことがあったように記憶をしております。ですから、この4団体の中での話し合いの中で、実際に観光協会が代表にならなかったというのは、やはりバックがまだそういう組織化がしっかりできていないという部分もあったのかもしれませんが。ということで、会議所の会頭がとりあえず代表ということになられて、私は、押しつけられたというよりは、あの方がやはり要望書をしっかり出して、市内の活性化のために我々はやるんだというような意思を受け取ったものですから、今回のこのような話になってきたというふうに思っています。

最終的には、確かに事業計画とかそういうものにつきましては、若干の不 安もないと言ったらうそになるかもしれませんが、しかしながら、この背景には、やはり下田市の経済界を担うこの4団体というのは、我々が責任を持って外ヶ岡交流館の指定管理者になりたいという意向はですね、今まで意外に疎遠になっていたこの4団体がまた同じ土俵で、経済の活性

化について話し合える土俵というものがこの交流館の指定を受けた中でまた出てくると。当然のことながら、議会の理解をいただいてそれがなし遂げられれば、当然この4団体の長なり責任者は、密に会合は持つと思います。やはり、そういう見えない波及効果もあるということで、ぜひこの名乗りを上げた責任感があるという団体にやらせてもらいたいという思いがあって、今回この選考委員会の答申を受けて、議会に上げさせていただいたものでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

議長（森 温繁君） 12番。

12番（大川敏雄君） 委員会で詳細については議論したいと思うんですけども、僕は本当にこれを見て、くどいようですが、びっくりしたわけですね。今、観光協会長も入院しているようですが、本当にあそこの基地を、少なくともこの7年ぐらいは、市長の政策もそうですが、やはり下田市の観光全体の情報基地にする、拠点にする、こういう視点からずうっと来たわけですね。そういう視点から考えますと、今、観光協会の職員やあそこで臨時で働いている職員、彼らを中心にして、いわゆる一つのものを構成していくと、こういうのが普通だろうと思うんです。

いわゆる、芯がね。いや、団体は幾つもあったても、しんがないのは本当に事業っていうのは成功する事例が少ないわけです。しかも、この3カ年間の収支計画書なんかを見ますと、自主事業なんか本当に真剣に考えたのかなと、こういうことまで感ずるわけです。まあ、いいです。委員会でひとつ慎重に審議しますので、そのことだけ述べさせていただきたいと思えます。

議長（森 温繁君） ほかに質疑ありませんか。

5番。

5番（鈴木 敬君） すみません。2点だけ質問しますので、市長の見解を簡潔にお聞かせいただきたいと思えます。

1点は、ベイ・ステージ（道の駅）に対する市民の不満があります。あの建物は30何億使って建てられた建物ですけども、それだけの価値がないのじゃないか、それだけの価値を發揮してないんじゃないかというふうな不満があると思うんですけども、市長は、その不満が市民のどこから来ているのか、何を理由として市民はあの建物に対する批判をするのか、そこら辺の市長の受けとめ方をまずお聞きしたい。そして、それに基づいて、どういうふうな形である建物を活用していったらいいのか、基本的な見解をまずお聞きしたいというふうに思えます。

2点目は、あの建物の管理運営は、先ほどの大川議員と同じように、私も観光協会が主体となって管理運営していくのが一番よい形であると思います。というのは、私の考えでは、あの建物は下田の観光経済の核となるような施設であり、あそこを情報センター化する、あるいはさまざまな地場のものを展示しアピールしていくという、さまざまな形であそこを下田の観光経済の核としてできるような、それを担っていく団体というのは観光協会であると思うんですけども、その観光協会の実態というのが、甚だしく現在はもう危機的な状況に陥っています。

収支決算の方でも赤字を出して、それを正副会長が埋めているような事態もあったりして、そのような中で、また来年度予算、本年度予算は1,800万円の市からの補助金でしたが、これがまた500万円も減らされるんじゃないかなんていうふうなことが言われております。そのような形で、観光協会が存続していけるのかどうなのかというふうなところ、市長は観光協会をどのように、ご自分の下田をこれから運営していく中で位置づけていくのか。観光協会をこれからどういうふうな形にしていきたいと思っているのか。そこから先、観光経済、市内の経済をどういうふうに持っていきこうとするのか、基本的な考えをお聞かせいただきたいなと思います。

議長（森 温繁君） 番外。

市長（石井直樹君） 指定管理者の関係のご質問でございますので、観光協会の存在をどうこうというのはちょっと今、私の中から、市長の考え方と言われても、どう回答をしようかちょっとあれなんです、最初の方のベイ・ステージへの市民の不満をどうふうに考えているかということに対しては、やはり大きな投資額に対しての効果というのがどのように出ているかということに対しての不満感があるかというふうに思います。ですから、今までの直営から今度の指定管理者に移すということでもありますけれども、やはり補助金関係でいろんな規制を受けている中で、行政が直営でやっても、市民の皆さん方には効果、評価というのがなかなか得られないものだというふうに思っています。

今度の指定管理者によりまして、実質的にはアドミニスターがやるんですが、中に入って管理を運営していくのは、やはり観光協会が主力ということになるかと思えます。

先ほど大川議員の方からもちょっとご質問というか、ご指摘がありましたように、今、観光協会は組織の再編ということに大変熱心に取り組んでおります。これも、やはりいろんな予算が削られてきた部分もあるかと思えますけれども、そういうものに対して、それを乗り切らなきゃならないということに対して、それを乗り切るにはどういう組織をつくって、

どういう収入源を求めて、それをペイできるかというようなこと今、大変熱心にやられています。

先般も、副会長の皆さん方が来られまして、いろいろ観光協会の実態を説明していただきました。ですから、それらに対しましては、やはり今の時代、こういうもの、どんどんどんどん苦難が押し寄せてくる中で、知恵を絞って乗り切っていくわけではありますが、そういう中で、私が市長になったときも大変、観光協会の予算を削れ、削れという、議員の皆さん方からのご指摘もあったことは事実であります。こうやって今度は削ってきて、やっていくと、今度は何で削るんだという議論に変わってくる。ですから、この辺の判断のどの辺を下げどめにするかという問題もあろうかという中で、我々は予算編成などをやらせていただいているという程度しかお答えはちょっとできないのでありますけれども、やはり自立する道を求めて今、観光協会がいろいろ役員の方々が動いて、組織の再編、それからもし外ヶ岡交流館の管理を受けられるようになった場合には、やっぱりどういう体制でいくかということまで、いろいろ研究をしているようでございますので、その辺のあれに期待をしたいというふうに考えています。

議長（森 温繁君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第3号議案は、建設経済常任委員会に付託いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後 2時34分休憩

午後 2時45分再開

議長（森 温繁君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

議第4号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（森 温繁君） 次は、日程により、議第4号 下田市課設置条例及び下田市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

総務課長（出野正徳君） では、議第4号 下田市課設置条例及び下田市水道事業の設置等

に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明をいたします。

提案理由でございますが、下田市集中改革プランに掲げる組織機構の見直しの一環として、事務の効率化を図るために、下水道課と水道課を統合し、上下水道課を設置するものでございます。

また、地方自治法の一部改正によりまして、今年の4月1日から、収入役制度から会計管理者制度となることにより、出納室を削るものでございます。

ここで、参考のために、条例改正関係等説明資料の16ページ、17ページをお願いいたします。

そこに行政機構図を示してございます。アンダーラインが今回見直しをする箇所でございます。

まず、上下水道課の事務所は、落合浄水場の現在の水道課の事務所を使用いたします。

機構ですが、上下水道課長がおりまして、係として業務係、工務係、それに下水道係の3係といたします。上下水道課長は、地方公営企業法すなわち上水道事業の職員として位置づけまして、下水道事業を兼務いたします。1つの課で事業は、地方公営企業法に基づく企業会計と公共下水道事業による特別会計に分かれることとなります。業務係、工務係の職員は、企業会計で負担する職員となります。下水道係の職員は、下水道事業特別会計で負担することとなります。統合することによって、職員数は課長を含め18人となり、統合前に比べますと4人の減となるものでございます。また、工事自体も、共同施工することはお互いに技能の研さんにつながり、人員の削減はもちろんのこと、事務の効率化が図られるものと確信をいたすものでございます。

次に、出納室を削る件でございますが、平成16年11月の地方自治法の一部改正によって、人口10万人未満の市については収入役事務の兼掌が認められることとなり、当市も平成17年4月1日から助役が兼掌をしてきました。また、地方分権の進展によって、収入役を置かず、廃止した市町村が年々増えていることは事実でございます。こうした背景と現状を踏まえまして、特別職である収入役制度は廃止されるとともに、引き続き会計事務の適正な執行を確保する仕組みを維持するために、独立の権限を有する一般職の会計管理者が置かれることになったものでございます。

現在は、収入役の事務を長の補助機関である助役が兼掌していることから、助役の命によって出納事務を行っております。兼掌する助役の組織を別に定めるなど、法では想定していませんので、長の直近の内部組織として条例で出納室を設置をしてきましたが、会計管理者

制度になりますと、会計管理者の事務を補助する組織は規則で決めることになります。会計管理者の事務を補助する組織として、規則で出納室及び出納係を設置いたします。出納室長は、会計管理者が兼務することになります。

また、条例には直接関係ございませんが、そのほかに保育所と幼稚園の運営及び事務の一元化を図るために、教育委員会学校教育課にこども育成係を置くことにしました。学校教育課の組織は、学校教育係とこども育成係の2係体制となります。保育の事務を教育委員会に移管することによりまして、福祉事務所の組織は保護係、障害福祉係、社会福祉係となります。

19年度の組織機構は、16から36系4担当となり、18年度に比べ、1課2係減となるものでございます。

説明資料の12ページから15ページに記述してあります改正前、改正後を参照しながら、議案書の9ページをお願いいたします。

条文の改正でございますが、第1条は、下田市課設置条例の一部改正でございます。条文中「課及び室」を「課及び所」に、「下水道課」を「上下水道課」に改め、「出納室」を削るものでございます。

第2条は、下田市水道事業の設置等に関する条例の一部改正でございます。第4条及び第9条中「水道課」を「上下水道課」に改めるものでございます。

附則第1項は、施行日を定める規定でございます。平成19年4月1日から施行するものでございます。

附則第2項、第3項は、水道課を上下水道課に改めることによって必然的に条文中の文言を改める必要が生じたため、改正をさせていただくものでございます。

附則第2項は、下田市水道課企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正で、題名を「下田市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例」に改め、附則第3項は下田市水道水源保護条例の一部改正で、条文中「水道課」を「上下水道課」に改めるものでございます。

大変雑駁な説明ではございますが、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（森 温繁君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

12番。

12番（大川敏雄君） 1点だけ、今回の下田市の課設置条例の一部改正の内容を御見ま

すと、職員の定数条例の改正にかかわると思うんです。特に、教育委員会なんかは数字を見ればおのずからわかるんですが、本来そういったたぐいのものは同時に提案するというのが原則じゃないですか、いかがでしょうか。

議長（森 温繁君） 番外。

総務課長（出野正徳君） 定数条例につきましては3月議会、本来の上程がベターなわけですが、これについては3月議会で 上程をさせるべく今準備をしているところでございます。

〔「3月議会に出すということですか」と呼ぶ者あり〕

総務課長（出野正徳君） 確かに、機構改革に伴って一部職員等の異動がありますので、本来であれば、この2月臨時会に出すのが当然だと思いますが、今回いろいろな諸準備があったものですから、3月議会に改めて提案をさせていただきます。すみませんが、引き続き了承を願いたいと思います。

議長（森 温繁君） ほかにありませんか。

10番。

10番（小林弘次君） 上下水道課ということで、自分も機構改革についての意見を述べたときに、上下水道、要するに水処理の体系ということからいけば、上下水道課がいいのではないのかなというふうに思ったこともあったわけですが、経理的な面からいきますと、企業会計と特別会計という形で、一種の会計処理が全然異なるというふうなこともあるわけですが、そういう点で、もう一つの下水道課の問題については、対応の仕方として、都市計画との関連ということからいけば、建設課との統合というふうなものも、理論的にも整合性はあるのではないのかなというふうにも思ったりしているわけですが、ともあれ、下水道の職員、下水道というのは下水道係ということで収められるわけですが、今後、下水道事業が進められていく上で、大きな事業としてあるのは、いわゆるポンプ場であるとか、あるいは終末処理場におけるところの機器の取りかえ等、一種のそういう改良的な仕事が出てくるということと。

もう一つは、やはり下水道事業そのものが毎年数億、時には9億とか 10億にもなる、一般会計からの繰り出しをしなければならない、こういう会計になっていると。それらの根本的な改革なり抜本的な改善というふうなものが迫られているわけで、この 時期、果たして下水道係1係でそれらの事業を行うというふうなことが得策かどうか。むしろ、これは、下水道という重要な事業に対する評価がだんだん少なくなってしまうことになるのではないのかな

という、こういう点があるわけですが、現在、下水道事業として独立して下水道事業の会計や事業そのものの改善を進めた方がむしろいいのではないのかという、こういうふうにも思ったりするわけですが、その点は内部で当然検討されたと思うんですが、これはどういうふうな評価、判定をされたのかどうなのか。

集中改革プラン、集中改革プランとよく言いますが、現実に、やはり下水道事業の改善という大変難しい問題をきちっと進めていかないと、下田市の今後の健全財政の道の一つの難関だと思えます。これをですね、やっぱり水道課に統合するような形でやっていくというのは、ちょっと問題があるのではないのかなと思うわけですが。

それと、下水道は、基幹のこの施設というのは、機械関係は終末処理場に今収れんされているわけですね、福浦に。あと、ポンプ場が武ガ浜と、そして須崎と、そして柿崎ですが、この3つに大型のポンプ場を持っているという点で、維持管理に当たって、落合の上水道に全部職員を収れんするというふうなことが得策かどうか。そこで、現在の福浦の終末処理場というものは完全に委託会社の職員で管理されるのかどうなのか、この点について2点目にお伺いします。

次に、最初に申し上げました企業会計と一般会計に近い特別会計ということになるわけで、企業会計ではないわけですか。例えば、課長さんというのは企業会計、公営企業法の支弁か、それとも下水道の支弁の課長さんかと。極めてちょっと分かれるところであるわけなんですが、組織的には、今言ったように、課長さんの場合には兼務ということになるわけですから、五分五分というふうな格好になるのでしょうか。

議長（森 温繁君） 番外。

総務課長（出野正徳君） 水道課と下水道課を統合する件につきましては、平成9年の事務改善の中で、多分、小林さんの方ではなかったかと思いますが、上下水道課にするべきだという意見もございました。ということで、まだその段階では時期尚早という中で、見送った経過もございます。そのかわり、観光課と産業が一緒になった大課制という道を歩んできた経過もございます。

今回、一緒に統合するというのは、先ほどお話ししましたように、集中改革プランにあったこともあるんですが、今、下水道の福浦の事務所というのは包括委託という中で、民間委託の人が立派に適正に管理をさせていただいているということと、水道課の職員が落合浄水場に行ったにしても、その辺は今言いました包括委託の関係で支障がないということ。

それで、他市の例を見ましても、確かに都市整備部、よそは部制を引いて都市整備部の中

に下水道課と水道課があるところも中にはございます。この近くでは伊豆の国とか、そういうところが上下水道課で、当然、上下水道部長さんがおられて、水道課と下水道課と分かれて執行しているようですが、他市の状況を聞きましても支障はないということで今回、踏み切ったわけでございます。

そうすることによって、今言ったように、職員が4人ほど軽減をされるということが、財政再建の中で一番大きなことなんです。しかし、少ない人数の中で、今の想定の中では、水道課に13名、下水道係の方に5名ということで18名、上下水道課は今18名体制を考えてございます。

実際の経費、給与については、水道の方の係13人については当然、公営企業の係の方の支弁の中で、給与は公営企業の費用を用いてございます。下水道の係5人については当然、下水道の方の費用で負担することになります。合わせますと、給与というか出納事務、予算の執行等は完全に公営企業と特別会計に分かれるわけですが、人材は同じ部屋にいるものから、お互いの技術の研さん、お互いに相談し合いながら事務執行ができるということで、今まで下水道課でいるよりは、いろんな面で事務の効率化とか計画づくり、そういうものについてはベターじゃないかということで今回、統合するわけでございます。

給与の支弁ですが、とりあえず位置づけは、上下水道課長は公営企業の位置づけということで、公営企業の定数の中に組み入れます。上下水道課長さんが下水道を兼務するような格好で、公営企業は特別会計で独立採算でございますから、兼務をいたしますので当然、下水道の方から費用負担という格好で、兼務の分は水道事業の方へ負担は支出をいたします。負担割合ですが、今のところ、下水の方から3分の1、上水道で3分の2ということで進めてございます。

以上でございます。

議長（森 温繁君） 番外。

下水道課長（長友重一君） 小林さんの方から機器の更新の話が出ましたが、ご存じのように、平成16年、17年、18年と3カ年間、業務委託で更新計画を作成して、本年度が最終年度になっておられて、来年度から更新事業に着手するという形になっております。ただ、当初は工事まで含んで予算要望をという形だったんですが、財政的にこういう事情なものですから、機器の更新と絡めながら次期の認可の委託と絡めながら、13節がメインで、その部分は国庫補助の予算要望をすることになると思います。

それとあと、機械施設の維持管理ということですが、現在、包括的民間委託で、浄化セン

ターに民間の会社の職員が常駐しておりまして、須崎ポンプ場、武ガ浜・柿崎のポンプ場には、電話回線で非常通報装置がとれるようになっておりますものですから、落合に移動しても、基本的には委託会社の職員がまず第一次的には対応すると。それでも追いつかない場合には、当然、委託会社から新しい上下水道課に連絡が来て、そこで対応することになると思います。

以上です。

議長（森 温繁君） 10番。

10番（小林弘次君） 確かに、何年か前に自分も機構改革について意見を問われて、幾つかの自分なりの問題提起をさせていただいたことはございます。しかし、そのときにも申し上げたんですが、機構とは何かという、原則問題についてまず自分は触れたわけで、これまでその原則問題については、ほぼそういう立場から継承されて、本市の機構の問題は、私が提起した原則的な視点から改革が行われてきたということはあるわけでございますが。

しかし、そういう点からいきますと、現在の下田市の財政状況等から見まして、下水道事業というものの持つ財政状況からの意味合い、もう一つは環境等における必要性、こういった面からいきますと、わずか5人の職員でこれを進めていくというふうなことは、やはり大きな後退にというか、下水道はまま子扱いなのかという ような格好に見えてくるのではないのかというふうに思うわけなんです。一番困難な問題を避けて通るということではなくて、そこに立ち向かって改革するという、抜本的な改善をするという、そういうようなことが必要だと思っておりますが、私は、この統合によって下水道事業のいわゆる効率的な運営についての取り組みというのが後退するのではないかなという気がするわけなんです。そういう点は心配ございませんでしょうか。

議長（森 温繁君） 番外。

総務課長（出野正徳君） 本来、下水道事業も使用料徴収をしていますので、公営企業で管理をするのが一番よろしいと思いますが、今の実態を見ますと、なかなか公営企業も非常に難しいという中で、確かに下水道の係の方は人数が減るわけでございますが、同じ事務所の中に水道課の職員もおりますので、隣にいて全く知らないよというわけにはいきません。お互いの事務、係間のやりとりというのは、お互いの係間の相互応援要望を、下田市もつくってございますので、その中でお互いの話をしながら、お互いに相談しながらできるじゃないかと。なおかつ、課長が1人ですので、今後、課長の手腕というか、そういうものが大事になってこようかと思っておりますが、職員も優秀でございますので、その辺は問題はないのかという

中で、それぞれ課長さんがすべてそういう面については気を回してくれるものと信じてございます。

以上でございます。

議長（森 温繁君） ほかに質疑ありませんか。

1 番。

1 番（沢登英信君） 下水道課の上下水道課への統合ということですが、汚泥の処理、あるいは下水道の加入率の向上、また滞納金額の整理ということがぶら下がっていると思うわけです。下水道の新たな拡張というのはほぼとまって、管理が中心になると、こういう状況の中で、4人の職員の削減で効率化を図りたいと、こういう意図だろうというぐあいに読み取れるわけですが、そこに当初言いました、掲げられております課題でありますと、汚泥の処理をより進めていくと、あるいは多くても3分の2以下の施設しか利用されていない、加入率も50%以下だと、滞納も出始めてきていると、こういう課題に今の新しい体制でどのように対処されるのかと、また、方向づけをされているのか。1点目、質問をしたいと思います。

それから、2点目、福祉事務所にありました子育て支援係を教育委員会のこども育成係に変更すると、第1点このように理解をしていいのかと……

〔発言する者あり〕

1 番（沢登英信君） その点がどうなのかと、そういう理解でいいのかわかるのかというのが1点目の質問です。

この改変によって、どういうことを効果として期待をしているのかと。例えば、新しい子育て支援の事業を、あるいは学童保育の事業を進めるというようなことになるのか。何を想定をして、この機構の変更が住民サービスの向上、あるいは効率化の目的になっているのかと、そここのところの説明がちょっと十分いただけなかったような気がするわけでございます。

それで、法的には、ご案内のように、児童福祉法の施設であります保育所あるいは子育て施設と、教育委員会の別の法体系のものにございます幼稚園にかかわる、あるいは学校にかかわる教育委員会の中にこども育成係を、幼稚園、保育所それぞれの担当ですか、置くというような配置図になっておりますので、既に幼稚園、保育園の先生の交流等もこの期間進めてきているところだと思いますけれども、これらの実績と今度の変更がどのようにかかわっているのかと。同じことの質問になりますけれども、何を期待しているのかという点についてご説明をいただきたいと思います。

議長（森 温繁君） 番外。

総務課長（出野正徳君） 確かに、上下水道課によりまして、下水道の使用料とか汚泥の問題等、また、職員が少なくなることによって 接続率が下がるじゃないかと、そういう心配も、懸念はされるわけですが、今言ったように、上下水道課長さんの一つの力量によって、そういう問題については中で十分研究をしていただいて、頑張ってもらうしかないのかなという気がします。

もう一つ、保育所の件でございますが、児童福祉法の法律によって、保育に関することについては福祉事務所長に事務を委任しているわけです。今、福祉事務所長の権限で、保育に関することはすべてできることになるわけです。今まで、これも平成9年度から幼保一元化という中で、機構改革をさんざん進めてきました。それで、私になかなかできない部分というのは、事務の一元化ができなかった。保育は保育指針に基づいた教育、幼稚園は学校教育要領に基づいた保育という中で、なかなか相入れるものがなかったということで、私としては今まで幼保一元化に携わった中で、ぜひとも事務体制を一体化にすることによって、ある程度下田市の幼保一元化が進むじゃないかと。

それで、国の方も今、幼稚園 と 幼保園 という問題がございます。厚生労働省、文部科学省についても、一つの連携をするということで、幼保連携推進室を国の方もつくってございます。もうそろそろ下田もその時期が来たんじゃないかということで、今回つくるわけでございます。

今、福祉に子育て支援の係がございますが、その係の部分、児童福祉法の全部を持っていくということは大変な作業ですので、保育に関する部門だけをとりあえず教育委員会に移そうかと。当然、職員を教育委員会に出向させます。出向させますが、事務内容は市長の事務ということで当然、市長が関与する事務、学校教育法に基づいた学校ではございませんので、それは幾ら事務が教育委員会に移ったにしても、すべての施設が学校関連というわけにはいきませんので、予算的には民生費の方から出すような格好になるかと思えます。

ただ、父兄から見れば、幼稚園でも保育園でも小学校へ就学する前の子供ですから、いかに保育してあげるかが一つの教育ではなからうかと思えます。それで、そういう部局、部署については、なるべく福祉事務所、教育委員会でなく、一本化の方が市民サービスにつながるじゃないかということで今回。

それで、最終的なねらいは、今、幼保一元化、幼稚園、保育所の再編成をしてございます。そういう推進をなるべく早く詰めていただきたいということで、同じ管理体制の中ででき

ば一番いいのかなと。

もう一つは、今、保育所・幼稚園の先生が、合わせますと 43人おります。保育所の先生が 40人、幼稚園の先生が 13人、その中で、80%の先生は幼稚園の資格、保育所の資格を持っているものですから。それで今、3年ぐらい前から人事交流というか、保育所の先生が幼稚園へ行ってみたり、幼稚園の先生が保育所へ、今現在、幼稚園の方から2人の先生が保育所の方に行っています。そういうこともあるものですから、事務局体制を1つにするのがちょうどいい時期に来たんじゃないかということで今回、踏み切らせていただいたものでございます。

児童福祉法の全部を持っていくわけではございませんので、保育所に関する部分だけ教育委員会の方へ移管しようかと、そういうことで進めています。

以上です。

議長（森 温繁君） 番外。

福祉事務所長（糸賀秀穂君） 幼稚園と保育所の今後の体制の問題ですけれども、ただいま総務課長の答弁のとおりでございますが、その中で保育所に係る部分のみということでございますが、その中には放課後児童クラブの問題ですね、これは下田小学校でやっております事業。それから、地域子育て支援センター、これは第三保育所を使ってやっておりますけれども、こういったものも含めての対応ということでご理解いただきたいというふうに思います。

また、さらに、保育関係につきましては、児童福祉法とともに次世代育成対策支援法という法律がございまして、この中でも細かくいろいろ事業メニューが規定されております。今後、こういった中で、福祉事務所に残しておくべき事業と、それから保育所とともに教育委員会の方で一括、包括的に対応していただくものと、今後さらに精査を進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（森 温繁君） 1番。

1番（沢登英信君） 下水道の件ですけれども、ご答弁いただきましたが、加入率の向上や滞納の整理、あるいは汚泥の処理をどのように進めていくのかという内容の答弁をいただかなかったような気がするわけです。一生懸命やるよという答弁をいただきましたけれども、この改正に伴って、どの部署でどのような方針で進めることができるのか、当然検討されていると思いますので、ご答弁をいただきたいと。

それから、次の、教育委員会にこども育成係を置くということですが、そうしますと、今あります福祉事務所の職員2人ですか、支援係の。それから、今ありました43人の保育士、臨時職員ですか。そして、保育所の施設そのものを教育委員会の方に管理を移管をすると、こういうことになるんだと。それは、教育委員会に移管できないので、責任者は市長だと。市長が直接管理するんだと、教育委員会ではないと、このような答弁だったかと思うんですが。

そうしますと、この組織図からいけますと、市長ではなくて、学校教育課の課長が学校教育課とこども育成係の責任者であると、こういう図表になっておりますが、今の答弁でいけば、これは学校教育課というよりも、こども育成係は、その上司は直接市長だと、こういう図表にならなければ、ちょっと答弁とおかしいんじゃないかと、このように思うわけです。

このような何かおかしな点が出てくるというのは、やはり学校教育法と児童福祉法を単に幼保一元化という名目で一体化すればいいんだと、こういう見解からこんなそごといいますが、おかしな形態が生まれてきているのではないかというぐあいに思うわけです。

このことによって、幼保一元化が具体的にどう図れるのかと。課長の答弁ですと、幼稚園の教諭が既に保育所に行っていると。50%の方は両方の資格を持っているので、幼稚園と保育所の人事の交流を自由にできるんだと、こういう意図なのかもしれませんが、管理形態からいって、そのようなことは法的にもできないのではないかと思うわけですが、福祉事務所長及び教育長のその点の見解をお尋ねしたいと思います。

議長（森 温繁君） 番外。

総務課長（出野正徳君） 今回、教育委員会の方へ保育所の事務を持っていったのは、児童福祉法24条は保育に関する事なんですが、32条の中に、保育に関する事については福祉事務所長または教育委員会に委任をできるということがあるわけです。それを受けて、福祉六法の中の児童福祉法については、市長は福祉事務所長に事務を委任してきたわけでございます。

今回、教育委員会にすべて委任というわけにはいきませんので、補助執行という、役所の事務処理の中では、市長の事務を教育委員会に委任する場合、教育委員会からまた市長に委任する場合、教育委員会の職員に補助執行させる場合等、地方自治法の規定の中では、事務の弾力的な運用という中でそういう規定がございます。今回、教育委員会の職員に保育園の事務をやってもらうという、補助執行という格好で今回を進めさせていただきます。補助執行ですから、あくまでも責任は市長になります。事務については、教育委員会の職員にやって

もらうという体制で、今後というか、とりあえず計画をしてございます。

それで、よその市ですが、今、静岡県下では幼保一元化という中で、掛川市が非常に進んでいるわけですが、それらについても教育委員会の方へ、掛川も同じような方法の中で、教育委員会に事務執行をしてございます。例えば、隣の伊豆の国市、清水町とか函南、長泉町についても、今後、どんどん児童が減っていく中で、事務局体制を一本化ということで教育委員会の方をお願いしてございます。

法的にこれが間違いとかというのではございませんので、補助執行という手法の中で今回、教育委員会に事務をお願いをするものでございます。

以上でございます。

議長（森 温繁君） 番外。

下水道課長（長友重一君） まず、汚泥処理についてということですが、ご存じのように、年間 860トンぐらいですか、1日当たり 2.1トンから2トンぐらいの汚泥が出ております。現在は、旧清水と富士宮に焼却と肥料化ということで委託して処分しています。年間 2,000万円強の委託料がかかっております。

それで、このまま汚泥が増えてくれば、当然金額的に増えてくるということで、実は先日、熱海市が下水汚泥を熱海の焼却センターで処理しているということを聞いているものですか、職員に視察に行かせて、下田市の焼却炉の改修にあわせて、可能かどうかを探るべく現在、研究をしております。

2点目の接続率の関係ですが、沢登議員、現時点で 50%以下と言いましたが、53%ぐらいです。それで、どのようにして上げるかということですが、まず1点目は、去年の 11月 19日に全員協議会の中でたしかお知らせしましたが、接続率の向上を図るため、幹線の布設を少しやめて、枝線を広げたいということで、枝線をやって、少しでも民家の多いところに広げていきたいと。ただ、それだけでは目に見えた効果がないと 言い方おかしいんですけども。当然、下水道課が今まで行っていたように、広報や下水道課だよりを発行して、皆さんに理解を願いながら、接続率を少しでも上げたいというふうに思っています。

滞納整理の件ですが、現在も水道課に委託して料金徴収 をしています。今度は、同じ事務所に入ることになると、当然、下水の料金は水道を使った水が下水道に反映されるものですから、水道料というのは大もとの水道課なものですから、1点は、給水停止を一緒にお願いしながら、滞納に対応していきたいと、基本的にはそのような方法で考えております。

以上です。

議長（森 温繁君） 1 番。

1 番（沢登英信君） 今、ご答弁いただいたわけですが、新しい焼却施設の清掃センターの建設に合わせて検討したいということですが、既にそれにつきましては、南豆衛生プラントの炭素化というんでしょうか、そういうものの中で、誠司議員の方からも既に提案がされていると思うわけです。そこでの処理の検討したらどうか、安く上がるではないかというようなこともありますので、要望として、ぜひ検討の一つにつけ加えていただきたいと思います。

ただ、そういう方向づけが新しい体制のどこの部署でですね、上下水道課長がそこら辺も含めて、今、下水道課長が言われたところも含めて対応できるのかということのご答弁をいただきたいと。

それから、特にそういう点では、教育委員会の学校教育課につきましては今、いろんな形で先生方の対応が新聞報道でもされているという状態で、学校職場に大変な問題があるということが報道されていると思うわけです。そういう中のところに、なおかつ 50人近くの43人ですか、13人の教師という、幼稚園と合わせてということになりますと、これはまた大変な仕事が学校教育課に増えるということが当然想定されると思うわけです。

そういう中で、ただ幼保一元化、あるいは人件費を削減するためという目的だけと思われるこの変更で、対応が十分とれるのかというような心配がありますので、教育長の答弁を求めるといってごさいます。

議長（森 温繁君） 番外。

教育長（高 橋正史君） 児童福祉法とそれから学校教育法という違った中での対応の中で、学校教育課に付託の施設なりが来るというような形については、重く受けとめています。ただ、やっぱり、それとともに就学前の保育と教育の一体化というようなことがもう久しく言われて、プランだけじゃないかと、実態が伴わないじゃないかというのは、やっぱり事務の一元化というものが早急なんだというような形の中でこういう再編が出てきたということも、やはり同じように重く受けとめなきゃならないんだろうと。

確かに、施設、人員からすれば膨大なものになるというふうに思いますけれども、やはり下田市の教育・保育一体化の順調な実施を図るために、頑張っていきたいなというふうに思います。

議長（森 温繁君） 1 番。

1 番（沢登英信君） 最後に、もう1点だけお尋ねします。

前回、いろんな議会の中で保育園・幼稚園の耐震化の問題がですね、東海地震は必ず来るという中で耐震化をどう進めるんだと、こういうことが課題になっていようかと思うわけです。そういう状況の中で統合していくんだということですから、そういう課題については教育委員会の方で具体的にどのように前進を図ることができるのか、その体制がこの組織図の中でどう保証されているのかという点についてお尋ねいたします。

議長（森 温繁君） 番外。

教育長（高橋正史君） 幼保一元化というんですか、幼保一体化そのものも大きな問題です。それから、耐震化も大変大きな問題だろうというふうに思います。ただ、ほかに例がというような形の中で、先ほど総務課長が掛川とか伊豆の国市とか、それから駿東郡のいわゆる町はほとんどそういうような形ですので、そういうことを参考にしながらやっていきたいなというふうに思います。

議長（森 温繁君） ほかに質疑はありませんか。

3番。

3番（伊藤英雄君） 2点ほどお尋ねしたいと思います。

水道課と下水道課を統合して上下水道課をつくるというのは、一つの見識であろうと思いますが、1点ちょっと危惧するところは、下水道課が落合浄水場に移転していくということの中で、下水道が包括委託という形で業者さんがみんなやっていくということになりますと、市役所の中に下水道に関する知識といいますか、経験といいますか、そういうものの蓄積がだんだんだんだん失われていって、市役所の中での一つの下水道に 対する能力といいますか、そういうものが少しずつ落ちていくんじゃないかと、そういう危惧をちょっと持つんですが、その辺についてはどのようにお考えになっているのか、お尋ねします。

もう一つは、就学前の子供については、やはり1係で見るのが適切だろうというふうに私自身は考えており、今回のこども育成係の設置については大変喜ばしいことだろうと思っております。

沢登議員の方からも出ましたが、なかなか国の方が厚生労働省と文部科学省ということで分かれており、困難な面もあるかと思いますが、やはり全体の流れとしては、親の 職業による就学前の子供を区別していくということは時代に合わなくなっていると。そういう中で、先般、学校再編整備審議会の中でも1つ認定子ども園、こういったものをつくっていくというような答申も出されておりましたが、今回のこども育成係の設置によって、この流れに向かって進んでいくと、つまり、平成9年から下田市としては取り組んでいる幼保一元化。今、

認定子ども園というこの流れ、こうしたことに積極的に取り組んでいくことの一つのあらわれであると。また、全般的に子育てに対する市役所の一層の取り組みの姿勢として、この組織の改編があるという理解をしていいものかどうか、お尋ねします。

議長（森 温繁君） 番外。

下水道課長（長友重一君） 伊藤議員の方から、市役所の中で下水道施設に対する知識の低下が心配されるということでしたが、確かに浄化センターができたときには、浄化センター用というか、浄化センターを管理する職員を採用して、何年かあそこで維持管理をやってきた経過があります。当然、今、そこにいた職員は各課に配置されておりますが、伊藤議員がおっしゃるように、現在の下水道事課は、機械類を扱ったこともない職員が大部分です。一番懸念されるのは、大規模災害が起きたときには、はっきり言って、もう対応できなくなると思います。その辺については当然、市役所の中である程度のマニュアルをつくっていかないといけないことだと思います。

以上です。

議長（森 温繁君） 番外。

教育長（高橋正史君） この係が特設されたから、もうすべて幼保一元化のためとか認定子ども園についてまっしぐらというような形については否定もしませんけれども、ただ、やはり今までの流れの中で幼稚園そのものの再編、保育園そのものの再編もあるでしょうし、学校審議会の今、幼・小・中の再編のことについてもありましょうし、そういうような形を総合的に見ながら、ただ、方向としては、いわゆる就学前の保育・教育の一体化というようなベースはやはり変わらないで、進めていきたいというふうに思います。

議長（森 温繁君） 3番。

3番（伊藤英雄君） 下水道課の課長の答弁にありましたように、一旦災害が起きた場合、あるいは包括委託をしているところの委託の期間切れの更新、こういったことを考えますと、市役所の内部にですね、やはり機械管理を含めて、一定限度の下水道事業にかかわる知識あるいは経験を持った職員というものを持つような何らかの工夫、こういうものは必要だろうと思いますので、最後、その点を要望して、終わります。

議長（森 温繁君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第4号議案は、総務常任委員会に付託いたします。

議第5号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（森 温繁君） 次は、日程により、議第5号 平成18年度下田市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

企画財政課長（土屋徳幸君） それでは、議第5号 平成18年度下田市一般会計補正予算（第5号）についてご説明いたしますので、恐れ入りますが、お手元にピンク色の補正予算書と補正予算の概要をご用意いたします。

このたびの補正の主なものは、歳入では普通交付税の追加交付に伴う増額と、歳出では伊豆つくし学園組合の解散による打ち切り決算及び整理退職金等の負担金、並びに社会福祉法人設立に伴う土地取得及び運用財産としての出捐金でございます。

それでは、補正予算書の1ページをお開きください。

まず、第1条の歳入歳出予算の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,107万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ89億3,600万円とするものでございます。

第2項の歳入歳出予算の補正の款項の内容につきましては、補正予算の概要によりましてご説明させていただきますので、補正予算の概要の1ページをお開きください。

まず、歳入は、企画財政課関係で、1款1項1目1節普通交付税は1,181万4,000円の追加で、追加交付確定に伴うものであります。

続いて、観光交流課関係では、1款1項5目4節外ヶ岡交流館使用料は74万円の減額で、現行交流館の月決め施設使用料については前月納付制で行っておりますが、平成19年度より指定管理者に管理を移行することとなると、4月分の使用料から指定管理者の収入となることとなるので、4月分の前納使用料を減額するというものであります。駐車場使用料で24万円、一時使用料で50万円の合計74万円の減額であります。

続いて、歳出でございますが、2ページをお開きください。

企画財政課の12款1項1目予備費は1,824万8,000円の減額で、歳入歳出の調整額であります。

続いて、総務課関係では、2款1項3目行政管理総務事務は3万円の追加で、機構再編に伴う関連部局の公印作成であります。

続いて、税務課関係では、2款2項2目資産税課税事務は 80万7,000円の追加で、土地公
図マイラー保管庫5台購入及びマイラー補修作業委託等が主なものでございます。

続いて、福祉事務所関係では、3款3項7目伊豆つくし学園組合負担事務は 898万2,000円
の負担金の追加で、伊豆つくし学園組合の解散による調整分として、支援費の減に伴う当市
負担分の280万7,000円及び打ち切り決算分として当市負担分の 84万2,000円の合計364万
9,000円と、整理退職金4名分の当市負担分533万3,000円であります。

3款3項8目伊豆つくし会設立準備事業は、1,950万3,000円の投資及び出資金の追加で、
法人設立に伴う出捐金として、土地取得費4,100万円の当市負担分の1,126万3,000円及び新
法人運用財産分の3,000万円のうち当市負担分の824万円でございます。

以上で議第5号 平成18年度下田市一般会計補正予算(第5号)についてご説明を終わら
せていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長(森 温繁君) 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(森 温繁君) 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第5号議案は、それぞれ所管の常任委員会に付託いたし
ます。

議長(森 温繁君) 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会いたします。

明日はそれぞれの常任委員会審査をお願いし、10日から12日までは休会とし、本会議は13
日午前10時より開催いたしますので、ご参集のほどよろしくお願い申し上げます。

ご苦労さまでした。

午後 3時37分散会